

SMBC マルチペイメントサービス利用規約

施行 2023年10月23日

目 次

第1章 総則

第1節 本則（第1条～第32条）

第2節 代表加盟店サービスに関する特則（第33条～第42条）

第2章 カード決済に関する本サービス

第1節 通則（第43条～第51条）

第2節 代表加盟店サービスに関する特則（第52条～第55条）

第3節 認証支援サービスに関する特則（第56条～第67条）

第4節 洗替型カード決済に関する特則（第68条～第76条）

第1章 総則

第1節 本則

（目的）

第1条 このSMBCマルチペイメントサービス利用規約（以下「本規約」という）は、SMBC-GP所定の申込書（又はSMBC-GPから別途許諾を受けた場合、電磁的方法）に必要事項を全て記入した個人又は法人等の団体（以下「甲」という）とSMBC GMO PAYMENT株式会社（以下「SMBC-GP」という）との間の、SMBCマルチペイメントサービス（以下「本サービス」という）の利用等に関する契約（以下「本利用契約」という）の成立及び内容等について定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 第1章の規定は、本サービスを利用する場合に適用される。なお、第1章の定めと第2章以下の定めとが矛盾抵触する場合には、第2章以下の定めによるものとする。
2. 本サービスに関連付けられたサービスである旨を示された規約等の書面（規約、約款、契約等名称は問わない）がある場合、別段の定めがない限り、本規約第1章が適用される。

（用語の定義）

第3条 本規約において以下の各号の用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとする。	
（1）本申込書等	SMBC-GP所定の申込書（又はSMBC-GPから別途許諾を受けた場合、SMBC-GP所定の電磁的方法）
（2）本規約	SMBCマルチペイメントサービス利用規約その他本サービスに含まれる旨の定めのある規約の総称
（3）利用許諾書	SMBC-GPのシステム上で甲に提供するSMBC-GPのソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という）の利用許諾、使用方法、保証等に関する定めのあるSoftware License Agreement
（4）商品	取引の対象となる物品、役務、情報、権利等
（5）売主	商品を販売し又は提供する事業者
（6）買主	商品を購入し又は商品の提供を受ける者
（7）代金等	代金及び送料等の付帯費用並びにこれらに対する消費税相当額の総称
（8）本サービス	本規約で定めるカード決済、コンビニ決済又はペイジー決済に関する本サービスの他、本サービスに追加される旨の定めのある規約により定められている決済方法又はサービスによって、商品の代金等を決済すること又はその支援（当該サービスの安定運用や改善を含む）を目的としたデータ処理等のサービス
（9）SMBC-GPのシステム	SMBC-GP又はSMBC-GPの委託先が本サービス提供のために使用するシステム
（10）本決済事業者	本サービスに含まれるいずれかの決済方法を提供する主体となっている事業者又はその提携事業者であってSMBC-GPと当該決済方法の取扱いに関する契約を締結している事業者の総称
（11）売上請求	本決済事業者に対する、代金等の立替払い請求又は当該代金等に係る債権の買い取り請求
（12）決済売上金	本加盟店契約に定める決済方法又は本サービスに含まれる決済方法を利用することで決済されたことにより甲が受け取り又は受け取るべき商品の代金等の総称
（13）本加盟店契約	甲と本決済事業者との間における本決済事業者の所管する決済方法の利用に関する契約（加盟店契約等名称の如何を問わない）
（14）本カード会社	本決済事業者のうち、自社が取り扱うカード決済（クレジットカードによる決済、デビットカードによる決済を含む各カード会社が認めてるカード決済を指す。以下同じ）に関して、本サービスの利用を承認しているカード会社としてSMBC-GPが指定するカード会社であって、甲との間でカード加盟店契約を締結している者（甲が自ら申込行為をして締結したか、SMBC-GPが甲の代理人として申込行為をして締結したかを問わない）
（15）カード加盟店契約	本加盟店契約のうち、甲と本カード会社の間で締結される信用販売、カード決済等に関する契約
（16）通信販売	商品の販売又は提供を目的とする契約の総称であって、その申込の意思表示が、当事者の対面によることなく、インターネット等の通信手段によってなされたもの
（17）信用販売	クレジットカード等信用購入あっせんに係る売買契約、提供契約等の契約の締結であって、売主になろうとする者が買主になろうとする者から当該締結の際にカード番号等のカードに関する情報の提供を受け、かつ当該契約の対象とする商品の代金等をカード決済することが予定されているもの
（18）カード番号等	カード決済において、クレジットカードを取扱う場合におけるクレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード
（19）カード決済	商品の代金等を、本カード会社による立替払い又は代金等に係る債権の買い取りによって決済すること（詳細は各カード加盟店契約の定めるところによる。なお、銀聯カード決済を含む）
（20）SPID	カード決済に関する本サービスの利用者を識別するためのSMBC-GP所定の符号
（21）銀聯カード決済	商品の代金等を、中国銀聯股份有限公司若しくは銀聯国际有限公司（以下総称して「銀聯」という）に加盟している中国及び中国国外の会社が発行するカードのうち、銀聯が指定する所定の標識のあるカード（以下「銀聯カード」といい、銀聯カードのために会員に付与された番号、記号その他の符号を含む）による立替払い又は代金等に係る債権の買い取りによって決済すること
（22）実行計画	クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード番号等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む。）であって、その時々における最新のものをいう

（本利用契約の成立）

第4条 甲によって必要事項が全て記入された本申込書等が、甲からSMBC-GPに対して提出され、SMBC-GPが異議を述べずにこれを受領した場合、本利用契約は、甲とSMBC-GPとの間に、当該受領した日に本規約、利用許諾書、本申込書等及びこれらに付帯する本規則等（第7条において定義される）又は覚書（も

- しあれば)の記載事項を契約内容として成立する。
2. SMBC-GPが本申込書等を受領せず又は異議を述べて受領した場合においても、第16条は無期限に有効に適用又は準用されるものとする。
 3. SMBC-GPが提出を受けた本申込書等の記載内容(特記事項を含む)が本規約の内容と矛盾抵触する場合には、別段の定めがある場合を除き本規約の内容が優先する。
 4. 甲は、第1項の本申込書等をSMBC-GPに提出する際に又は当該提出後速やかに、甲又は甲の事業に関連する事項としてSMBC-GPが指定する事項に関する情報、資料等をSMBC-GPが指定する方法によってSMBC-GPに提供するものとする。

(本サービスの内容及び利用)

第5条 本サービスの内容は、以下の各号の全部又は一部とする。

- (1) 与信請求又は売上承認請求に関するデータ処理(オーソリ処理)
 - ①甲を売主とする商品販売の申込に関するデータ(以下「申込データ」という)のうち通信回線を通じて送信されてきたSMBC-GP所定のデータを、SMBC-GPのシステムによって受信した上、受信した当該データに基づき当該商品販売についての与信請求又は売上承認請求(オーソリ要求)に関するデータをSMBC-GPのシステムによって作成し、その作成したデータを当該商品販売に係る本決済事業者のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること。
 - ②当該本決済事業者から通信回線を通じて送信されてきた当該与信請求又は売上承認請求への回答(オーソリ結果)に関するデータをSMBC-GPのシステムによって受信した上、甲が本サービスを利用するため用意する装置、設備及び環境(通信環境を含む。以下「甲のシステム」という)へ向けて、当該回答に関するデータを、通信回線を通じて発信すること。
 - (2) 売上請求に関するデータ(以下「売上請求データ」という)の作成及び提出
 - 本決済事業者から与信又は売上承認が得られた商品販売について当該本決済事業者所定のデータフォーマットに従って売上請求データを作成し、当該本決済事業者所定の締め日及び提出期限に従つて、当該売上請求データを記録した記録媒体の送付その他当該本決済事業者所定の方法により、当該売上請求データを当該本決済事業者に提出すること。
 - (3) 取消請求に関するデータ処理
 - 特定の商品販売についての与信若しくは売上承認の取消請求に関するデータを当該商品販売に係る本決済事業者所定のデータフォーマットに従つて作成し、作成した当該データを第1号の方法と同様の方法により当該本決済事業者へ向けて発信すること、又は特定の商品販売についての売上請求の取消に関するデータを当該本決済事業者所定のデータフォーマットに従つて作成し、作成した当該データを第2号の方法と同様の方法により当該本決済事業者へ提出すること。
 - (4) インターネットを通じた管理画面の提供その他前三号に関連し又は附随するサービスとしてSMBC-GPが定めるもの
2. SMBC-GPは、甲に対して、本利用契約に基づき、甲が本利用契約を遵守することを条件として本サービスのうち甲が利用を希望する決済方法又はサービスを提供し、甲は、本利用契約に基づき、本利用契約に従つてのみ本サービスのうち甲が利用を希望する決済方法又はサービスを利用することができます。
 3. SMBC-GPは、前条第1項に基づいて本利用契約が成立した場合、当該本利用契約に係る本申込書等を受領した後速やかに、当該本申込書等に係る本サービス利用者登録(SPID登録又は店舗登録)の可否を甲が利用を希望する本サービスの決済方法又はサービス毎に検討(本決済事業者からの承認が必要な場合にあっては当該本決済事業者に承認を求める)するものとする。甲が利用を希望する本サービスは、本申込書等に記載の決済方法又はサービスとする。
 4. SMBC-GPは、前項の検討の結果、本サービス利用者登録を認めることとした場合には当該登録を行った上で登録が完了した旨を、認めないこととした場合にはその旨を甲に通知する。SMBC-GPは、当該登録を認めないこととした場合には、その理由を甲に開示する義務を負わず、本申込書等を甲に返却しないものとする。
 5. SMBC-GPは、本サービス利用者登録を行った場合には、前項に基づく通知と共に又は前項に基づく通知を行つた後速やかに、当該登録された決済方法又はサービスに係る本サービスの提供開始日を甲に通知するものとする。甲は、SMBC-GPから通知を受けた本サービスの決済方法又はサービス毎の提供開始日以降、当該決済方法又はサービスに係る本サービスを利用できるものとする。但し、甲が当該通知を受けた日が提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用ができるものとする。
 6. 甲は、SMBC-GPから本サービス利用者登録を認めないこととした旨の通知を受けた本サービスの決済方法又はサービスについては、利用することができない。
 7. 甲は、事前にSMBC-GPから書面による同意を得た場合を除き、第三者を売主とする商品の販売若しくは提供又は当該商品の代金等に関して本サービスを利用し、又は名義貸しその他名目の如何を問わず本サービスを第三者に利用させてはならない。
 8. 代表加盟店サービスを利用している場合又は甲・SMBC-GP間で別段の定めがある場合を除き、決済売上金(本加盟店契約に基づく本決済事業者所定の手数料が控除されている場合も含む)の引渡しは、本加盟店契約の定めに従い、本決済事業者から甲へ直接行われるものとし、SMBC-GPは当該引渡しに關して一切関与せず、また、引渡される決済売上金の額の当否に何らの責任も有しない。甲と買主間の売買契約の無効、取消、解除その他の事由により決済売上金を甲から買主に返還する必要がある場合も、同様とする。

(初期導入費用等)

- 第6条 甲は、初期導入費用(利用許諾書に定めるライセンス料を含む)、システム利用料金及び各決済方法毎の手数料(以下「初期導入費用等」と総称する)を負担する。その明細は、本申込書等がSMBC-GPに提出された際にSMBC-GPが異議を述べた場合又は甲とSMBC-GP間の別段の合意のある場合を除き、当該本申込書等に記載のとおりとする。なお、甲は、初期導入費用等が、利用原因の如何を問わず、甲による本サービスの利用であるとSMBC-GPによって判断された場合に生じるものであることを予め承諾する。
2. 甲は、SMBC-GPに対し、本申込書等に記載されたところに従つて、初期導入費用及びシステム利用料金並びにこれらに対する消費税相当額(1円未満は切り捨てる)をSMBC-GPが別途指定するSMBC-GP名義の銀行口座へ振り込む方法により支払う。振込手数料は甲が負担する。本申込書等記載の支払期限の日が金融機関の休業日に当たる場合には、その直前の金融機関営業日を支払期限とする。
 3. 甲は、前項に基づく支払を遅滞した場合には、支払期限の日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金(年365日の日割計算により、1円未満は切り捨てる。)を附加して支払う。
 4. SMBC-GPは、本利用契約に基づいて甲から支払を受けるべき初期導入費用等及びこれらに対する消費税相当額並びに本利用契約に基づいてSMBC-GPへ返還されるべき金銭の額(いずれも過去の未収分を含む)に満つるまで、これらと本利用契約に基づくSMBC-GPから甲への各種の支払とを支払期限の如何にかかわらず相殺することができるものとし、甲は、かかる相殺の対象となつた初期導入費用及びシステム利用料金並びにこれらに対する消費税相当額については第2項に基づく振込を要しないものとする。かかる相殺の対象とされるSMBC-GPの債権と甲の債権は同一の決済方法又はサービスに関して生じたものであることを要しないものとし、かつSMBC-GPはかかる相殺についてその都度相殺の意思表示を行うことを要しないものとする。
 5. SMBC-GPは、甲が本サービスを実際に利用したか否かにかかわらず、受領済みの初期導入費用を甲へ返還する義務を負わないものとする。但し、甲が本サービスを利用しなかったことがSMBC-GPの責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りでない。

(SMBC-GPが定める規則等の遵守)

- 第7条 SMBC-GPは、本決済事業者からの指示、本サービスの円滑かつ適正な提供又は本サービスの利用に係る甲の商品の販売若しくは提供の適正を確保するために必要かつ合理的な範囲で、細目的事項に関し、規則を定め又は指定をして(以下「本規則等」と総称する)、これを甲に通知することができる。甲は、SMBC-GPから本規則等の通知を受けた場合には、これを遵守するものとする。

(ソフトウェア等の提供)

- 第8条 SMBC-GPは、甲に対し、本利用契約成立後速やかに、甲が本サービスを利用するため必要となる利用許諾書で定めるソフトウェア及びこれに関連したユーザーガイド、マニュアル等のドキュメント(電子データの形態のものを含む。以下「本ドキュメント」といい、これと本ソフトウェアを合わせて「本ソフトウェア等」と総称する)を有償で提供する。提供条件等の詳細は利用許諾書に定めるものとし、甲はこれに従うものとする。
2. 甲は、本サービスを利用するためのデータ処理又はデータ通信を行う場合、本ソフトウェア等に定めるところに従つて当該データ処理及びデータ通信を行うものとする。
 3. SMBC-GPは、本サービスの提供に必要と判断した場合、事前に甲に通知した上で、バージョンアップ、本サービスの内容追加に対応する機能追加等の目的で、本ソフトウェア等の修正又は交換を有償又は無償で行うことができるものとし、甲はこれに応じるものとする。

(甲の遵守事項等)

- 第9条 甲は、本規約に別段の定めがある場合を除き、自己の責任と費用負担によって直接本決済事業者との間で本加盟店契約を締結して、維持するものとする。
2. 甲は、本加盟店契約(本サービスの利用に係る甲の商品の販売に関する契約に限られるが、SMBC-GPが代理人として締結申込みをすることで締結されたか否かは問わない)が存在する場合、当該本加盟店契約を遵守し、かつ、甲のシステムを自己の責任と費用負担により確保しつつ運用する。但し、甲がSMBC-GPから前条に基づき本ソフトウェア等の提供を受けること及び前条第3項に基づく本ソフトウェア等の改訂若しくは修正に応じることを妨げない。

3. 甲は、甲のシステムについて、本ソフトウェア等によって SMBC-GP から指定を受けた場合には、当該指定された装置、設備又は環境を確保するものとする。
4. 甲は、甲のシステムについての技術的な業務（以下「甲側技術管理業務」という）が適切に遂行されるように、甲側技術管理業務を担当する役員又は職員（以下「甲側システム担当者」という）を選定して SMBC-GP が要求する場合には SMBC-GP が別途指定する方法によって SMBC-GP に通知するとともに、甲側システム担当者に対し、本ソフトウェア等の内容及び SMBC-GP から第 6 項に基づいて提供を受けた情報を正確に認識させることを含め、十分な教育及び訓練を行うものとする。
5. 甲は、甲側システム担当者の氏名、所属部署及び連絡先電話番号、電子メールアドレス等の全部又は一部の変更を行おうとする場合には、当該変更内容を SMBC-GP に通知するものとする。
6. SMBC-GP は、甲側技術管理業務が甲において適切に遂行されるために必要又は有用な技術情報を有する場合、マニュアルの提供その他 SMBC-GP が適当と認める方法により、当該技術情報を甲に提供することができる。甲は SMBC-GP から提供を受けた技術情報を従って甲側技術管理業務を行う。
7. 甲は、本サービスの利用、本サービスの利用に係る販売の態様、当該販売の対象とする商品（以下「取扱商品」という）の販売若しくは提供、又は当該取扱商品の宣伝広告に関連して、以下の各号の行為を行ってはならない。甲は、旅行商品、古物対象商品、酒類、米類等許認可を得るべき商品を取扱う場合は、予め法令・ガイドライン等に基づき必要となる届出、許認可の取得等の手続を行ってはならない。
 - (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為
 - (2) 消費者契約法、個人情報保護法等の法令（銀聯カード決済においては中国等（香港を含む）の法令を含む。以下同じ）又は公序良俗に違反し又は違反するおそれのある行為
 - (3) 無免許による商品券等の金券類、金銀の地金又はタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為
 - (4) その他代金等を決済するのにふさわしくないと本決済事業者又は SMBC-GP が認めるもの
 - (5) 第三者の著作権、商標権、不正競争防止法上の権利、名譽、信用、プライバシーその他第三者の権利又は法的利害を侵害し又は侵害するおそれのある行為
 - (6) 証拠、脅迫、誹謗中傷等の犯罪（犯罪の教唆又は助長を含む。以下同じ）に該当し又は該当するおそれのある行為
 - (7) 本サービスの運営に支障を与える行為又は本サービスを不正な目的をもって利用する行為
 - (8) SMBC-GP 及び本決済事業者並びに本サービスのイメージを低下させる販売行為又は提供
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) コンピュータウイルスなど有害なプログラム等を送信若しくは提供し、又は推奨する行為
 - (11) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為
 - (12) 自己の開設するホームページにおいて、SMBC-GP、本決済事業者の開設するホームページを当事者の許可なくリンクさせる行為
 - (13) SMBC-GP の事前の書面による同意なく、本サービスを第三者に利用させる行為
8. 代表加盟店サービスを利用している場合を除き、甲は、取扱商品について、事前に本加盟店契約の定めに従って本決済事業者による審査を受け、当該本決済事業者から承認を受けた上で、当該承認を得た取扱商品を SMBC-GP に通知するものとする。甲が取扱商品を追加し又は変更する場合も同様とする。
9. 甲は、買主に対して、商品に係る代金等について決済手数料その他 SMBC-GP 又は本決済事業者から提示された手数料に付加又は上乗せをして請求する等、現金支払いと異なる代金の請求をしてはならず、本サービス及び本決済事業者の提供する決済方法又はサービスの円滑な利用を妨げる何らの制限をも買主に対して加えてはならない。正当な理由なくして商品の販売又は提供を拒絶し、代金等の全額又は一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、買主に対して差別的取扱いを行ってはならない。
10. 甲は、甲に関する情報（名称、住所、連絡先その他本決済事業者が指定する情報を含む。）を、本決済事業者が指定する第三者が運営するサービスのウェブサイトに本決済事業者が掲載する場合があること、また、本決済事業者の判断で掲載をやめる場合があることを予め承諾する。

（導入支援）

- 第 10 条 SMBC-GP は、甲から電話又は電子メールによる問い合わせを受けた場合には、電話又は電子メールで回答することにより、甲のシステムへの本ソフトウェアの導入に関する技術的支援を合理的な範囲で行う。但し、甲のシステムの設置場所へ赴いて行う技術的支援その他電話又は電子メールによる回答以外の技術的支援は、SMBC-GP と甲が別途合意した場合にのみ行うものとする。
2. SMBC-GP が前項但書の技術的支援を行う場合、甲は、SMBC-GP に対して、以下の各号の協力をを行う。
 - (1) 甲の事業所又は甲のシステムが設置されている場所への SMBC-GP の関係者の立入りの許可及び作業への立ち会い
 - (2) SMBC-GP の関係者が①甲のシステム、②甲のシステムと接続されている他の装置、③通信回線並びに④関連するコンピュータプログラム及びデータに対するアクセスすることの許可

（ID 及びパスワードの管理等）

- 第 11 条 甲は、SMBC-GP から提供を受けた ID 又はパスワードの漏洩、紛失、毀損等の事故が生じないよう厳重に管理するものとする。甲は、当該提供を受けた後遅滞なく、SMBC-GP 所定の方法により当該パスワードを変更し、当該変更後のパスワードについても適宜の時期に変更する等の方策を含め、適切な管理を行いうものとする。
2. 甲は、前項の ID 又はパスワード（甲による変更後のものを含む。以下本項及び第 3 項において同じ）が正当な権限なく使用されたことを認識した場合には直ちに、その旨を SMBC-GP へ通知する。SMBC-GP は、当該通知を受けた場合には直ちに、当該 ID 又はパスワードを無効化するものとする。
 3. 第 1 項の ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことによって甲に生じた損失、損害等については、SMBC-GP は一切責任を負わない。但し、当該 ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことを SMBC-GP が知り若しくは重大な過失によって知らなかつた場合又は SMBC-GP の責めに帰すべき事由に基づいて前項の無効化が遅延したことによる損失、損害等についてはこの限りでない。

（通信内容の保全措置等）

- 第 12 条 甲及び SMBC-GP は、本利用契約の履行に関して通信回線を通じてデータの送受信を行う場合には、対象となるデータに本決済事業者の要請する暗号化等の合理的な保全措置を施すものとし、当該本決済事業者から当該保全措置に関して改善の要請を受けた場合は所要の改善を講じるものとする。
2. 甲及び SMBC-GP は、前項の保全措置が破られ又は破られるおそれがあると判断した場合には、本サービスの全部又は一部のデータ通信を直ちに停止する等適切な措置をとることができる。また、甲及び SMBC-GP は、速やかに、甲の場合は SMBC-GP を通して、SMBC-GP の場合は直接本決済事業者に対してその旨通知すると共に、当該保全措置が回復された後、当該本決済事業者がデータの送受信の再開を承認するまで、本サービスの全部又は一部の係るデータ通信を行わないものとする。
 3. 前項に基づく取扱いに起因する本サービスの不提供により生じた甲の損失、損害等について、SMBC-GP は一切責任を負わないものとする。

（本サービスの提供停止）

- 第 13 条 SMBC-GP は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあると SMBC-GP が判断した場合、事前に甲に通知した上で、甲に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。なお、本決済事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性について SMBC-GP は関与するものではなく、甲は本決済事業者の判断に従う。
- (1) 甲（甲の委託先を含む。以下本条において同じ）による本利用契約の違反
 - (2) 甲による第 19 条第 4 項又は第 27 条に定める解除原因のいずれか一つの該当
 - (3) 本加盟店契約が存在する場合、甲による本加盟店契約の違反（本決済事業者からの通知の有無を問わない）
 - (4) 甲の事業の全部又は重要な一部に対する事業譲渡又は会社分割の決定（事前に SMBC-GP から書面による同意を得た場合は除く）
 - (5) 甲、買主又は第三者による不正利用、なりすまし、詐欺その他不正な手段による本サービスの利用
 - (6) SMBC-GP に対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う決済方法に関する本サービスの甲への提供を停止する旨の要請
 - (7) SMBC-GP に対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う決済方法の甲への提供を停止する旨の通知又は停止を検討中である旨の通知
 - (8) 12 ヶ月以上継続して本サービスの利用の事実がないとき
 - (9) その他本利用契約に別途定める本サービスの提供停止の規定に該当する場合
 - (10) SMBC-GP 又は本決済事業者のシステムについて以下の①から③のいずれか一つに該当する場合
 - ① 定期的な又は緊急の保守作業を行う場合
 - ② ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
 - ③ コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合

- 前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとする。
- 甲は、SMBC-GPに対し、1ヶ月以上事前に書面によって申し出ることによって本サービスの全部又は一部の利用を休止することができる。
- 本条第1項その他本利用契約に基づく本サービスの提供の停止によって甲が被った損失、損害等について、SMBC-GPは一切責任を負わない。

(甲への代理権等の不授与)

第14条 SMBC-GPは、甲に対し、本利用契約によって、何らかの代理権又はSMBC-GPの商号、商標、ロゴマークその他SMBC-GPの営業表示を使用する権限を授与するものではない。甲は、SMBC-GPから別途承認された場合を除き、SMBC-GPの代理店である旨その他SMBC-GPから何らかの代理権を授与されていると認識されるおそれのある表示を第三者に示してはならず、かつ甲が使用しているウェブサイトにSMBC-GPの商号、商標、ロゴマークその他SMBC-GPの営業表示を表示してはならない。

(第三者への委託)

- 第15条 甲は、本利用契約に特別の定めがある場合を除き、本利用契約に基づく甲の業務の一部を第三者に委託（請負及び委任を含む。以下同じ）することができるものとする。但し、本利用契約に基づく甲の業務の全部を第三者に委託する場合はSMBC-GPの事前の書面による同意を必要とし、また、カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、第2項の定めに従うものとする。
- 甲は、カード番号等の取扱いをSMBC-GP以外の第三者（以下、本項において「受託者」という）に委託する場合には、SMBC-GPの事前の書面による同意を必要とし、かつ、以下の基準に従い受託者を管理するものとする。
 - 受託者が次号以下に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
 - 受託者に対して、本規約の甲が負うカード番号等の取扱いに関する義務と同等の義務を負担させること。
 - 受託者が第17条第3項で定める具体的方法及び態様によるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、第17条第4項に準じて甲から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
 - 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
 - 受託者があらかじめ甲の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
 - 受託者が甲から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、第18条各項に準じて、受託者は直ちに甲に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査（デジタルフォレンジック調査を含む）並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を甲に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
 - 甲が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し、第19条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
 - 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、甲は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。
 - SMBC-GPは、以下の各号に定めるもののほか、本利用契約に基づくSMBC-GPの業務の一部を第三者に委託することができるものとする。
 - 売上請求に関するデータを記録した記録媒体を本決済事業者へ搬送する業務を運送事業者に行わせること
 - 代金等の受領業務を本決済事業者に委託する場合、データの受信業務を本決済事業者に委託する場合その他本利用契約に基づき第三者に委託する場合
 - 前三項において許容される委託等であるか否かにかかわらず、甲又是SMBC-GPの委託先又は前項第1号の運送事業者の行為は、本利用契約の適用上、当該委託を行った甲又是SMBC-GPの行為とみなされるものとする。
 - 甲及びSMBC-GPは、各自、本利用契約に基づく自己の業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該委託先の行為に起因して本利用契約に違反することのないよう、当該委託先に対する適切な指導、監督を行うものとする。

(秘密保持等)

- 第16条 甲及びSMBC-GPは、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、本利用契約の締結又は履行に際して取得した一切の情報（開示の状況から客観的かつ合理的に秘密と認識できる情報に限る。以下「本情報」と総称する）を秘密として保持し、第三者に開示し、提供し又は漏洩してはならない。但し、本情報には、相手方、本決済事業者又は甲の販売若しくは提供する商品の買主に関する情報、本サービスの利用に係る商品の販売又は提供に関する情報、カード番号等に関する情報及び本ソフトウェア等に関する情報が含まれ、かつ個人情報保護法（改正された場合には改正後の内容による）上の個人情報（以下単に「個人情報」という）に該当する情報が含まれ得るものとする。
 - 事前に相手方から書面による同意を得た場合
 - 本条第9項、第19条第3項その他本利用契約に基づく場合又は本サービスの提供に必然的に伴う場合
 - 本利用契約上許容される自己の業務の委託に必要不可欠な範囲で当該委託に係る委託先に開示し又は提供する場合
 - 本サービスの利用に係る甲の商品販売等の実行若しくは当該販売等に係る契約の履行に必要不可欠な場合、本サービスの利用に係る本加盟店契約に基づく場合又はSMBC-GPと本決済事業者との間の本サービスに関連する契約に基づく場合
 - 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家への本利用契約に開示した相談、依頼等に伴って当該専門家に開示する場合
 - 法令又は証券取引所規程に基づく場合（事前に相手方に通知することが当該法令又は証券取引所規程の趣旨に反することとなる場合を除き、当該開示について事前に相手方に通知した場合に限る）- 甲及びSMBC-GPは、各自、前項第1号又は第3号に基づいて本情報を第三者に開示する場合には、当該第三者に対して本条に基づく自己の義務と同等の義務を予め課すものとする。
- 甲及びSMBC-GPは、各自、本利用契約の履行（本サービスを含むSMBC-GPグループの商品の安定運用、改善及び商品開発並びに本利用契約上許容される委託を行うことを含む）以外の目的で本情報を利用（複製を含む）し又は使用してはならない。但し、SMBC-GPは、本サービス以外のSMBC-GPの商品又はSMBC-GPの関連会社若しくは提携先の商品を甲に紹介する目的及び本サービス以外のSMBC-GPの商品を利用者に提供する目的並びにSMBC-GPのホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的（将来変更された場合はその変更後のもの）のいずれかのために甲に関する本情報を利用することができるものとし、かつ第1項第1号、第4号、第5号及び第6号の除外事由は本項による利用又は使用的制限に関して準用するものとする。
- SMBC-GPは、本情報を、その取得又は作成の日から、当該本情報を係る決済方法に係る本加盟店契約及びSMBC-GPと当該本決済事業者との間の本サービスに関する契約がそれぞれ保存を要求する期間中又は法令等によりSMBC-GPが必要と判断する期間中保存できるものとする。SMBC-GPは、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を甲に何らの通知をすることなく消去できるものとする。
- 前項の場合を除き、甲及びSMBC-GPは、各自、相手方から請求を受けた場合には、速やかに、自己及びその委託先が保有している本情報のうち当該請求部分に係るものと相手方へ返還し又は消去するものとし、消去した場合において相手方から請求を受けた場合には、当該消去を証する書面を速やかに相手方へ提出するものとする。
- 甲及びSMBC-GPは、各自、本情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他本情報の安全管理を図るために必要かつ適切な措置（閲覧・ハッキング防止対応等システム上の措置を含むが、これに限られない。）を講じるものとする。かかる措置には少なくとも以下の各号に掲げるものが含まれる。
 - 本情報を取り扱わせる自己的役員若しくは従業員又は派遣労働者（以下「役職員」と総称する）を必要最小限の者に限ること
 - 本情報を取り扱わせる役職員のうちの役員及び従業員についてはその退職後も継続する機密保持義務、利用目的制限、返還義務等の義務を適切に課し、派遣労働者については同様の義務を課すことを派遣元に義務づけた上で、教育訓練を施すなど当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行う。
- 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時以降、前六項は適用しない。但し、当該本情報が個人情報に該当する場合はこの限りでなく、なお前六項が適用されるものとする。
 - 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかず公知となった場合
 - 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合
 - 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合
- 本利用契約の定めにかかわらず、SMBC-GPは、本サービスの提供に関連して取得し又は作成した甲と買主間の本サービスの利用に係る販売に関連するデータをその取得又は作成の日から7年間保存し、その保存期間中に本決済事業者から要請を受けた場合には速やかに、当該本決済事業者へ当該データを提供できるものとする。
- 前項及び第19条第3項に基づく場合のほか、SMBC-GPは、本決済事業者から要請を受けた場合には、甲に関する情報又は甲が行った本サービスの利用に係る販売に関する情報を当該本決済事業者に提供することができる。
- SMBC-GPは本サービスを含むSMBC-GPグループの商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する場合があるものとし、甲はこれを予め承諾する。

(PCI DSS の遵守等カード番号を取扱う場合の管理)

- 第17条 甲又はSMBC-GPがカード番号等を取り扱う場合には、本条が適用される。
2. SMBC-GPは、カード番号等その他のカード会員に関するデータを保存、処理又は送信する場合には、PCI DSSのセキュリティ要件を遵守するものとする。
 3. 甲は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置（これと同等の措置を含む。以下同じ）を講じなければならない。当該措置の具体的方法及び態様とは、以下のいずれか一つ（本決済事業者又はSMBC-GPから要求された場合は複数）を指す。
 - (1) カード番号等の非通過型による非保持化
 - (2) カード番号等のトークン化
 - (3) PCI DSS 準拠
 - (4) その他SMBC-GPから指定する措置
 4. 前項の規定にかかわらず、SMBC-GPは、甲の採用する措置が、実行計画に掲げられた措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏洩、滅失若しくは毀損の防止のため又は不正利用防止のために特に必要があると認めるときには、その必要に応じて当該措置の具体的方法及び態様につき変更を求めることができ、甲はこれに応ずるものとする。
 5. 甲は、第3項に定める実行計画に掲げられた措置の具体的方法又は態様を変更する場合、SMBC-GPの事前の書面による同意を得るものとする。

(事故発生時の対応)

- 第18条 甲の保有する本情報（甲の保有する又は取扱いの委託を行ったカード番号等を含む）が、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合には、甲は、遅滞なく自己の費用負担で以下の措置を探らなければならない。
- (1) 漏洩、滅失又は毀損の有無を調査すること（デジタルフォレンジック調査を含む）。
 - (2) 前号の調査の結果、漏洩、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩、滅失又は毀損の対象となった本情報の特定を含む）その他のこと実関係及び発生原因を調査すること。
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - (4) 漏洩、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける者に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏洩、滅失又は毀損の対象となる本情報の範囲が拡大するおそれがあるときには、甲は、直ちに本情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するための措置を講じなければならない。
3. 甲は、前二項に定める措置を講じないことを原因として本決済事業者又はSMBC-GPに生じた損失、損害等の全てを賠償又は補償する。
4. 甲は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨をSMBC-GP及び本決済事業者に対して報告すると共に、SMBC-GP又は本決済事業者が要求する場合には遅滞なく、第1項各号の事項につき、以下の各号の事項を報告しなければならない。
- (1) 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - (2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であってSMBC-GP又は本クレジットカード会社が要求する事項
5. 本情報が漏洩、滅失又は毀損した場合であって、甲が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、SMBC-GP又は本決済事業者は、事前に甲の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏洩、滅失又は毀損した本情報に関係する者に対して通知することができる。
6. 甲が本情報を漏洩、滅失若しくは毀損した場合、本情報の目的外利用をした場合、又はそれらのおそれがあると認められる場合にSMBC-GP又は本決済事業者に損失、損害等が発生した場合には、甲は当該損害等の賠償をするものとする。この場合、甲の保有する本情報の一部が漏洩、滅失若しくは毀損した事が認められる場合、または、漏洩、滅失若しくは毀損の可能性があると第1項第1号の調査等によって認められる場合（ログ改ざんやサーバ交換等漏洩、滅失若しくは毀損の証拠を散逸させるおそれのある行為によって漏洩、滅失若しくは毀損の事実が明らかにできなくなった場合も含む）、当該漏洩、滅失若しくは毀損の事実がないことを甲が合理的に証明できない限り、当該本情報について、漏洩、滅失若しくは毀損したおそれがあると認められるものとして取扱うものとする。

(調査、改善等)

- 第19条 甲は、本サービスの利用に係る商品販売（信用販売を含む。以下同じ）につき、甲と本決済事業者間の契約、本利用契約若しくは法令に違反している疑いがある場合又はSMBC-GP若しくは本決済事業者から要請を受けた場合には、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査（デジタルフォレンジック調査を含む。以下同じ）を自己の費用負担と責任で実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとする。この場合、甲は、その都度遅滞なくSMBC-GPに調査結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールに関する報告を行ふものとする。
2. SMBC-GPは、甲が甲と本決済事業者間の契約、本利用契約若しくは法令に違反している疑いがあると判断した場合又は本決済事業者から要請を受けた場合には、甲に対し、必要な事項について調査若しくは回答を請求し、又は甲の本サービスの利用に係る商品販売の態様、宣伝広告、取扱商品等について相当な方法によってSMBC-GP自ら調査ができるものとする。この場合、甲は、当該請求を受け又はSMBC-GP自身による調査開始を通知された後直ちに、当該請求に応じ又はSMBC-GPによる調査に協力するものとし、SMBC-GPが当該調査にかかった全ての費用（デジタルフォレンジック調査会社や各種専門家への再委託費用を含む）を負担するものとする。
3. SMBC-GPは、前二項の甲からの報告若しくは回答又はSMBC-GPの調査により取得した情報、資料等を、本決済事業者へ提出することができる。
4. SMBC-GPは、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合には、当該事由に関連する甲の本サービスの利用に係る商品販売の態様、宣伝広告又は取扱商品等について、改善又は停止を請求ができるものとし、甲は自己の費用負担によってその請求に従うものとする。
- (1) 甲の本サービスの利用に係る商品販売の態様、宣伝広告又は取扱商品等が甲と本決済事業者間の契約、本利用契約又は法令に違反し又は違反するおそれがあると相当の根拠をもってSMBC-GPが認める場合
 - (2) 本決済事業者又はSMBC-GPが、甲の本サービスの利用に係る商品販売に係る買主である又は買主になろうとした者から、当該本サービスの利用に係る商品販売又はその対象商品に関して、裁判外又は裁判上で、苦情の申し出、調査の要求又は代金返還、損害賠償等の請求を受けた場合
 - (3) 本決済事業者又はSMBC-GPが、第三者から、甲の本サービスの利用に係る商品販売の態様、宣伝広告又は取扱商品に関連して当該第三者の著作権、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的権利が侵害された旨の主張を受けた場合
 - (4) SMBC-GPから第2項に基づく調査の請求を受けた場合
 - (5) 本決済事業者が甲の本サービスの利用に係る商品販売の態様、宣伝広告又は取扱商品を不適当と認めた場合（その理由が本決済事業者から開示されたか否、開示されたとして当該理由が甲を納得させるか否かは問わない）
5. 甲は、前四項に定める調査や措置を講じないことを原因として本決済事業者又はSMBC-GPに生じた損失、損害等の全てを賠償又は補償する。

(競業の禁止)

- 第20条 甲は、本利用契約の有効期間中、事前にSMBC-GPから書面による同意を得た場合を除き、本サービス（甲が本利用契約に基づき利用することができる決済方法又はサービスに関するものに限る）と同一又は類似のサービスを自ら提供し又は子会社その他自己の支配下にある第三者に提供させてはならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

- 第21条 甲は、事前にSMBC-GPから書面による同意を得た場合を除き、本利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保の用に供してはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、甲が本利用契約に基づく甲のSMBC-GPに対する債権をSMBC-GP以外の第三者に譲渡した場合、甲及びSMBC-GPは以下の各号の対応を行ふものとする。当該債権譲渡又はSMBC-GPによる支払いによって甲に生じた損失、損害等についてSMBC-GPは一切の責任を負わない。
- (1) 甲は、当該債権譲渡の事実を速やかにSMBC-GPに通知するものとする。
 - (2) SMBC-GPは、当該債権の譲受人が請求した場合には当該譲受人に対して支払うことで、甲に対する債務も消滅するものとし、甲はこれに異議を述べない。
 - (3) SMBC-GPは、SMBC-GPの裁量で当該債権を供託することができ、甲はこれに異議を述べず、また当該債権の譲受人をして異議を述べさせないものとする。
3. SMBC-GPが前項に定める当該債権の譲受人に支払った後に、本決済事業者から当該債権の解除、買戻又は返還請求を受けることにより生じる原状回復義務等の債務に対して、甲はなお当該第三者と連帯して責任を負うものとする。
4. 前項に基づき、SMBC-GPが甲の債権の譲受人に対して履行の請求をしたときは、甲に対してもその効力が生じるものとする。

5. 前項の定めは、甲の委託者に対する履行の請求についても準用する。

(登録内容等の変更と通知方法)

- 第22条 甲が以下の事項を本利用契約成立後に変更しようとする場合又は変更の事実があった場合、甲は、関係資料を添えて、当該変更の内容を書面その他SMBC-GPがその都度指定する方法によって事前にSMBC-GPに届け出るものとする。但し、第5号に定める事項の場合、又は関係資料については、これを事前に確保することが困難である場合には、事後速やかにSMBC-GPへ提出することで足りるものとする。
- (1) 甲の氏名又は名称、住所、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス及び法人番号を有する場合には法人番号
 - (2) 甲の代表者又はこれに準じる者の氏名及び生年月日
 - (3) 甲の取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
 - (4) 本サービスの利用に係る商品のウェブサイトURL
 - (5) 特定商取引法による行政処分又は消費者契約法違反を理由とする敗訴判決を受けたという事実
 - (6) その他本申込書等に記入した事項
 - (7) その他のSMBC-GPが指定する事項
2. 本利用契約又は本サービスに関するSMBC-GPから甲への通知、連絡等（以下「通知等」と総称する）が、甲が第4条第4項に基づいてSMBC-GPに届け出た甲の連絡先（前項に基づき連絡先変更の届出がなされた場合にあっては変更後の連絡先）へ宛てて発信された場合、当該通知等は当該連絡先へ通常到達すべき時に到達したとみなされるものとする。
3. SMBC-GPは、本利用契約又は本サービスに関する甲への通知等を、書面の郵送、ファクシミリ又は電子メールの送信その他SMBC-GPがその都度任意に選択する方法により行うことができるものとする。
4. 甲がSMBC-GPに対し、第1項に定める変更の通知等を行い又は行わなかったことにより、決済売上金の受領不能又は通知等の不達の他、甲に何らかの不利益が生じた場合であっても、SMBC-GPは一切その責任を負わない。

(本利用契約の変更)

- 第23条 本利用契約の内容は、甲及びSMBC-GP双方の署名又は記名及び押印のある書面（SMBC-GPから別途許諾を受けた場合、SMBC-GP所定の電磁的方法含む）による合意によって有効に変更されるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲がSMBC-GPから本利用契約の内容の変更の通知を受けた後に本サービスを一度でも利用した場合には、甲は当該変更を承諾したとみなされ、当該利用の日以降、当該変更後の本利用契約が適用されるものとする。但し、当該通知に別段の定めがある場合は、当該定めによる。
3. 第1項の定めにかかわらず、本決済事業者からの要請、関係法令の変更、通信回線の利用条件の変更、SMBC-GPのシステムの仕様変更（サービス改善を含む）その他やむを得ない事由により本利用契約の内容を変更する必要が生じた場合、SMBC-GPは、当該変更内容を事前に甲に通知した上で、甲からその都度の承諾を得ることなく、本利用契約の内容を変更することができるものとする。
4. 甲は、前項の通知を受けた場合には、1ヶ月以上事前にSMBC-GPへ書面によって予告することによって本利用契約を解約することができるものとする。但し、当該通知を受けた日から当該予告を発するところなく10日が経過した場合は、この限りでない。
5. SMBC-GPは、本条に基づく本利用契約の変更又は解約によって甲に生じた損害について一切責任を負わない。
6. 本規約の定めにかかわらず、本規約冒頭の施行日が2020年4月1日より前の「SMBCマルチペイメントサービス利用規約」（以下「旧規約」という）については全て最新版の同規約に取つて代わるものとし、旧規約の条文番号と最新版の同規約の条文番号に差異が生じる場合、当該条文番号のタイトルや記載内容を照合する等して、契約内容の矛盾・齟齬が生じてしまうことのないよう、合理的な限度で読み替えるものとする。甲及びSMBC-GPは条文番号の違いのみを理由として契約内容に矛盾・齟齬がある旨を主張しないものとする。

(甲による問い合わせ等への対処及び補償)

- 第24条 甲は、以下の各号の問い合わせ、苦情又は裁判外若しくは裁判上での何らかの請求若しくは紛議（以下「問い合わせ等」と総称する）については、直ちにSMBC-GPに通知すると共に、自己の責任と費用負担において速やかにこれらを対処して解決するものとし、これらの問い合わせ等によってSMBC-GP又は本決済事業者が何らかの損害を受けた場合には、甲がその損害の一切を補償するものとする。
- (1) 甲の商品の数量若しくは品目の相違、品質、性状若しくは機能上の問題、引渡若しくは提供の遅延、代金の額若しくはその支払又は広告に関する問い合わせ等（苦情の申出、及び交換、返還又は当該商品の販売若しくは提供に係る契約の中途解約の請求を含み、これらに限られない）
 - (2) 甲の商品の販売若しくは提供に係る契約の申込又は承諾の意思表示の到達の有無その他当該契約の成否に関する問い合わせ等、なりすましその他当該契約の効果帰属に関する問い合わせ等、消費者契約法違反、錯誤等による当該契約の有効性に関する問い合わせ等又はクーリングオフ、詐欺等による当該契約の解消に関する問い合わせ等
 - (3) 甲の商品の保守に関する問い合わせ等
 - (4) 甲の情報漏洩に関する問い合わせ等
2. 前項各号の場合の他、本利用契約、本サービスの利用及び当該利用に係る商品の販売若しくは提供に関連して本決済事業者又は第三者からSMBC-GPに対し裁判上又は裁判外の請求がなされ又はなされるおそれがある場合、甲は、SMBC-GPに一切の責任や負担を負わせず、自己の責任と費用負担において当該請求に速やかに対処して解決するものとし、当該請求によってSMBC-GPに何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある場合（判決や命令による場合に限らず、SMBC-GPの自由裁量に基づき賠償又は補償を選択した場合を含む）には、甲はこれを全て賠償又は補償し、SMBC-GPにいかなる損失、損害等及び負担を負わせないものとする。

(SMBC-GPの免責)

- 第25条 SMBC-GPは、第5条第3項に基づく検討の結果、本サービス利用者登録を認めないこととしたこと又は第27条による解除若しくは第29条による本利用契約の終了により甲に生じた損害について、一切責任を負わない。
2. SMBC-GPは、本サービスのうち代表加盟店サービスを甲が利用しない限り、本加盟店契約の締結に際し、本加盟店契約の成否又は内容に関して何らの責任も負わない。
3. 本サービスは、SMBC-GPによる、買主からの代金等の現実の回収を約束し又は買主による代金等の支払を保証するものではない。これらは本サービスの各決済方法を所管する本決済事業者又は買主自身によってそれぞれ実行され又は拒否されるものであり、SMBC-GPはこれらの実行を保証するものではない。これらの不実行又は遅滞がSMBC-GPの責めに帰すべき事由による本利用契約の不履行に起因する場合を除き、SMBC-GPは、これらの不実行又は遅滞に関して一切責任を負わない。SMBC-GPは、当該買主に対する代金等の請求又は督促を行う義務を負わない。
4. SMBC-GPは、輻輳、途絶等の通信回線の異常、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、テロ行為、労働争議その他SMBC-GPの責めに帰すことのできない事由に基づく本サービスの不提供その他本利用契約の不履行に関しては一切責任を負わない。

(損害賠償)

- 第26条 甲及びSMBC-GPは、各自、相手方の責めに帰すべき事由に基づく本利用契約又は本規則等への違反によって損害を受けた場合、当該相手方に対し、当該損害のうち現実かつ直接に被った通常の損害（逸失利益相当分は含まれない）についてのみ、賠償を請求することができる。但し、本利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
2. 本サービス又は本利用契約に関するSMBC-GPのその都度の損害賠償責任は、契約上の債務の不履行、不法行為その他法律構成の如何にかかわらず、当該責任の原因事実の発生した日の属する月の直前の3ヶ月間に本利用契約に基づいてSMBC-GPが受領したシステム利用料金の合計額を上限とする。

(解除)

- 第27条 甲及びSMBC-GPは、相手方が本利用契約に違反した場合において、当該違反の解消を催告したにもかかわらず相当期間内に当該違反が解消されなかつたときは、本利用契約の全部又は一部を解除することができる。但し、当該違反状態の解消が不可能であることが明らかな場合には、何らの通知及び催告を要することなく直ちに解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及びSMBC-GPは、各自、相手方に以下の各号のいずれか一つの事由が生じた場合、何らの通知及び催告を要することなく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要することなく、本利用契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申立てられた場合
 - (2) 差押え、仮差押え等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は滞納処分等の公租公課の強制処分を受けた場合
 - (3) 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなつた場合、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分を受けた場合
 - (4) 事業の全部又は重要な一部を停止し若しくは廃止した場合、又は解散決議等によって清算手続に入った場合

- (5) 本加盟店契約が存在する場合、本加盟店契約（本サービスの利用に係る甲の商品の販売に関する契約に限られるが、SMBC-GP が代理人として締結申込みをすることで締結されたか否かは問わない）が事由の如何を問わず終了した場合
 - (6) 本決済事業者から、理由の有無又は如何を問わず、当該本決済事業者が取り扱う決済方法に関する本サービスの利用者として甲が不適当である旨の通知を受けた場合
 - (7) 本決済事業者から、理由の有無又は如何を問わず、甲との間の本利用契約の解消を求められた場合
 - (8) 本利用契約に定める本サービスの提供停止後、相当期間内に提供停止の事由が解消されないと SMBC-GP が判断した場合
 - (9) 前各号の他、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の本利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合
3. 前二項の定めにかかわらず、理由の如何を問わず、甲が本利用契約に基づく本サービスの全部の利用を停止し、休止し、又は利用しない（SMBC-GP のシステム上データ処理がなされていない状態を含む）という場合、当該停止、休止又は不使用の期間が 12 ヶ月を経過した場合、SMBC-GP は、甲に対して何らの通知及び催告を要することなく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要することなく、本利用契約の全部を解除することができる。
4. 前三項のいずれに基づく解除についても過去には遡及せず、将来に向かってのみ本利用契約を失効させるものとし、かつ解除の相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。但し、本利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
5. 本利用契約が SMBC-GP からの解除によって終了した場合、甲は、本利用契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、期限の利益喪失の日の翌日から支払済みに至るまで年 1.4.6 % の割合による遅延損害金（年 3.65 日の日割計算により、1 円未満は切り捨てる）を付加して支払う。

（反社会的勢力の排除）

- 第 28 条 甲及び SMBC-GP は、自己が以下の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたってもこれに該当しないことを、相手方に対し表明・保証する。
- (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団又は個人（以下「反社会的勢力」という）であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (2) 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本利用契約を締結すること
2. 甲及び SMBC-GP は、相手方が前各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず即時に本利用契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 甲及び SMBC-GP は、相手方が本利用契約の履行に関連して以下の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要すことなく直ちに本利用契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること
 - (2) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること
 - (3) 法的責任を超えた不当な要求をすること
 - (4) 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
 - (5) 前各号に準ずる行為を行うこと
 - (6) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を行わせること
4. 甲及び SMBC-GP は、前各項に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。
5. 甲及び SMBC-GP は、第 2 項又は第 3 項により本利用契約を解除されたことを理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができない。
6. 前二項の規定は、本利用契約に定める損害賠償に関する規定に優先して適用する。

（有効期間）

- 第 29 条 本利用契約の有効期間は、第 4 条第 1 項によって定まる成立日から 1 年間とする。
2. 本利用契約の有効期間の末日 3 ヶ月前までに甲及び SMBC-GP のいずれかから他方へ当該有効期間の満了後は本利用契約を継続しない旨の書面による通知が到達していない場合、本利用契約は、当該有効期間の末日の翌日から 1 年間を新たな有効期間として自動的に更新されるものとし、以後もこの例による。
3. 前二項は、第 2 条第 4 項に基づく解約、第 27 条第 1 項ないし第 3 項のいずれかに基づく解除、前条に基づく解除又は甲と SMBC-GP との合意による解約を妨げないものとする。
4. 前三項の定めにかかわらず、本利用契約のうち各決済方法又はサービスに関する全部又は一部が事由の如何を問わず終了した後においても、当該終了の日までに SMBC-GP のシステムによって受信された商品販売の申込に関するデータに係る甲の通信販売及び当該決済方法に係る引渡金に関しては、本利用契約はなお有効に継続するものとする。
5. 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、本加盟店契約の終了又は SMBC-GP と本決済事業者との間の契約（SMBC-GP が本サービスを提供すること又は SMBC-GP からの業務委託に関する事項を含むが、これらに限られない）が事由の如何を問わず終了した場合、本利用契約のうち当該本決済事業者が取り扱う決済方法に関する部分は、何らの通知、催告等を要することなく当然にかつ何らの賠償又は補償も要することなく、当該本加盟店契約の終了又は SMBC-GP と本決済事業者との間の契約の終了と同時に終了する。SMBC-GP は、本項に基づく本利用契約の終了を事前に甲に通知するものとする。但し、事前に通知する時間的余裕がない場合には、事後直ちに通知することで足りるものとする。
6. 本利用契約が事由の如何を問わず終了した場合、甲は SMBC-GP から提供を受けた本ソフトウェア等を、速やかに、SMBC-GP へ返還又は消去するものとし、消去した場合において SMBC-GP から請求を受けた場合には、当該消去を証する書面を速やかに SMBC-GP へ提出するものとする。
7. 本利用契約が事由の如何を問わず終了することその他の合理的な理由が存在し、甲が要求し SMBC-GP が承諾した場合、SMBC-GP は、甲の買主に関する SMBC-GP 保有的データ抽出・移行作業（第 16 条第 5 項に定める本情報の返却作業も含まれる）を行い甲に提供することがあり、甲は、当該作業に係る費用及びそれに係る消費税等相当額を SMBC-GP に対して支払うことを承諾するものとする。
8. 本利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第 4 条、第 6 条第 5 項、第 9 条（費用負担を定めた部分に限る。）、第 11 条第 3 項、第 12 条第 3 項、第 13 条第 4 項、第 14 条ないし第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 22 条第 2 項（当該終了の日までに発信された通知等に關してのみ）及び第 4 項、第 23 条ないし第 27 条、第 28 条第 4 項ないし第 6 項、本条第 4 項ないし第 7 項、第 31 条並びに第 32 条は無期限におお有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けないものとする。

（協議事項）

- 第 30 条 本利用契約に定めのない事項及び本利用契約の解釈の疑義については、甲及び SMBC-GP は協議によって解決を図るよう努めるものとする。

（準拠法）

- 第 31 条 本利用契約及びこれに関連して甲と SMBC-GP との間で覚書、合意書その他形式又は名目の如何を問わず締結される契約それぞれの成立及び効力の準拠法は、日本法とする。

（裁判管轄の合意）

- 第 32 条 本利用契約又はこれに関連して甲と SMBC-GP との間で覚書、合意書その他形式又は名目の如何を問わず締結される契約に關連する甲と SMBC-GP との間の一切の紛争については、法定の事物管轄に従つて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、法定の専属管轄に服すべき場合等別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 2 節 代表加盟店サービスに関する特則

（適用範囲）

- 第 33 条 第 1 章第 2 節の規定は、SMBC-GP が甲の代理人として本加盟店契約の締結申込を行うこと並びにかかる方法によって締結された本加盟店契約に基づく各決済方法及び甲の本サービスの利用に係る商品販売に関して、又は、SMBC-GP が甲から決済売上金の代理受領者として委託を受けることに基づく各決済方法及び甲の本サービスの利用に係る商品販売に関して、適用される。なお、第 1 章第 2 節に定めのない事項については、第 1 章第 1 節の定めるところによる。また、第 1 章第 1 節の定めと第 1 章第 2 節の定めとが矛盾抵触する場合には、第 1 章第 2 節の定めによるものとする。

（代表加盟店サービスの内容）

- 第 34 条 本規約において、代表加盟店サービスとは、本サービスのうち第 5 条に定めるサービスに以下の各号の内容のサービスが追加されたものをいう。
- (1) 甲から授与された代理権に基づき、甲の代理人として、本決済事業者に対し、本加盟店契約の締結申込又は加盟申請を行い、これに対する回答を受領すること

- (2) 前号のサービスを利用して締結された本加盟店契約又は承認された加盟申請に基づく請求、申請、通知等及びその受領に関して甲を代理し、又は業務を遂行すること
- (3) 本決済事業者が、本加盟店契約（第1号のサービスを利用して締結されたものに限る。以下、本節において同じ）又はSMBC-GPの代理受領権に基づき引き渡される決済売上金を管理するためにデータ処理を行うこと
- (4) 本決済事業者からの請求があった場合、決済売上金の返金業務のための業務を行うこと（本加盟店契約が存在する場合、当該本加盟店契約の定めに従う）
- (5) 前四号の各サービスに付随し又は関連するサービスとしてSMBC-GPが定めるサービス

（代表加盟店サービスの利用）

- 第35条 甲が代表加盟店サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等をSMBC-GPに提出し、SMBC-GPがこれを受領した場合、甲は、当該受領の日以降、代表加盟店サービスのうち前条第1項第1号（これに係る同第5号のサービスを含む。以下本条において同じ。）を利用することができるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、本利用契約の成立後に甲がSMBC-GPに対して代表加盟店サービスの利用をSMBC-GP所定の方法によって申し込み、これを承諾する旨の通知をSMBC-GPから受けた場合、甲は、当該通知が発信された日以降、代表加盟店サービスのうち前条第1項第1号のサービスを利用できるものとする。
 3. 前条第1項第1号のサービスにより本加盟店契約が成立した場合又は加盟申請が承認された場合、SMBC-GPは、第37条第3項に基づく甲への通知と共に又は当該通知後速やかに、代表加盟店サービスのうち前条第1項第1号以外のサービスの提供開始日を甲に通知するものとする。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、当該サービスを利用できるものとする。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用ができるるものとする。
 4. SMBC-GPが代表加盟店サービスに係る本決済事業者との間の契約において、甲が本決済事業者に対して負う債務について連帯債務（連帯保証の場合も含む）を負う場合、甲とSMBC-GPとの間の負担割合は、甲が全ての責任を負うものとする。

（代理権授与）

- 第36条 甲は、前条第1項の本申込書等をSMBC-GPに提出した場合、SMBC-GPに対し、以下の各号の事項に関する包括的代理権を授与したものとする。
- (1) 本加盟店契約の締結が必要な場合、SMBC-GPから本決済事業者に対して、当該本決済事業者所定の加盟店規約等の内容による本加盟店契約の締結申込（加盟申請）を行うこと
 - (2) ①与信請求又は売上承認請求、②売上請求及び③与信請求若しくは売上承認請求又は売上請求についての取消請求
 - (3) 決済売上金の受領
 - (4) 本決済事業者への通知、審査依頼及び当該本決済事業者からの通知等の受領
 - (5) その他本加盟店契約及び本サービスの履行に関連する事項
 2. 甲は、本利用契約のうち代表加盟店サービスに関する部分が有効に継続する期間中、前項の包括的代理権の授与の全部又は一部を撤回することができないものとする。但し、本決済事業者から本加盟店契約締結を拒否された場合は、甲とSMBC-GPが別段の合意をした場合を除き、当該代理権授与は彼らの通知を要することなく当然に撤回されるものとする。

（加盟店契約の締結）

- 第37条 甲は、第35条第1項の本申込書等をSMBC-GPに提出した場合であって、本加盟店契約の締結が必要な場合には、SMBC-GPを代理人として、SMBC-GPが本決済事業者に対して、本利用契約の定める手続に従い、SMBC-GPから別途提供を受けた当該本決済事業者所定の加盟店規約等の内容によって本加盟店契約の締結を申し込むものとする。
2. 甲は、前項の場合、同項の申込を行うために、本申込書等の他、SMBC-GPが指定する資料、情報等をSMBC-GPへ速やかに提供するものとし、SMBC-GPは、当該本申込書等受領後速やかに、甲を代理して、これらを本決済事業者に提出することによって本加盟店契約締結の申込を行う。甲は、当該資料、情報等を正確かつ最新の内容により提供するものとし、事実に反する資料、情報等を提供してはならない。
 3. SMBC-GPは、前項の本決済事業者から同項の申込に対する諸否の通知を受け次第直ちに、その通知内容を甲に通知する。SMBC-GPは、甲に対し、当該通知の内容以外に当該諸否に関する情報を提供する義務及び当該本決済事業者が当該申込を承諾しなかった場合における不承諾の理由を開示する義務を負わない。
 4. 第2項の申込に係る本加盟店契約は、同項の本決済事業者から当該申込を承諾する旨の通知がSMBC-GPに到達した日に成立する。当該本加盟店契約の内容は、第1項の加盟店規約等の定めるところによる。
 5. 第2項の申込に係る本加盟店契約が成立した場合、甲は、本サービスを利用する期間中、当該本加盟店契約等を維持し、これを遵守するものとする。

（決済売上金の引渡し）

- 第38条 SMBC-GPは、本決済事業者から支払われた決済売上金を受け取った場合（第36条の定めにより甲に代わって受け取った場合をいうが、これに限らない）、当該決済売上金に係る本サービスの利用に係る商品販売代金等の額からSMBC-GP所定の手数料（当該本決済事業者の手数料等に相当する額及び振込手数料相当額分を含む）並びにこれらに係る消費税相当額を控除して相殺した後の残額（以下「引渡金」という）を、本申込書等に記載された甲名義の口座への振り込む方法で、甲へ支払うものとする。当該支払の期限は、本申込書等又は本申込書等に付随する書面等に記載されたところによる。但し、本申込書等又は本申込書等に付随する書面等に記載された支払期限の日が金融機関の休業日に当たった場合には、その直後の金融機関営業日を支払期限とする。
2. SMBC-GPは、前項に掲げる控除費用以外の甲のSMBC-GPに対する金銭債務（第6条に基づく初期導入費用等支払債務及び第40条に基づく返還債務が含まれるが、これらに限られない）とSMBC-GPの甲に対する前項の支払債務とを、支払期限の如何にかかわらず、対当額で相殺することができるものとし、かかる相殺がなされた限度で前項に基づく振込を要しないものとする。
 3. SMBC-GPは、甲に対し、第1項の控除による相殺及び前項に基づく相殺の明細を事前に又は事後に通知するものとする。

（引渡金の支払留保）

- 第39条 SMBC-GPは、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあるとSMBC-GPが判断した場合、事前に甲に通知した上で、SMBC-GPから甲に対する引渡金の支払を留保することができる。なお、本決済事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性についてSMBC-GPは関与するものではなく、甲は本決済事業者の判断に従う。
- (1) 甲（委託先を含む。以下本条において同じ）による本利用契約の違反
 - (2) 甲による第19条第4項又は第27条に定める解除原因のいずれか一つの該当
 - (3) 本加盟店契約が存在する場合、甲による本加盟店契約の違反（本決済事業者からの通知の有無を問わない）
 - (4) 甲の事業の全部又は重要な一部に対する事業譲渡又は会社分割（事前にSMBC-GPから書面による同意を得た場合は除く）
 - (5) 甲、買主又は第三者による不正利用、なりすまし、詐欺その他不正な手段による本サービスの利用
 - (6) SMBC-GPに対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う決済方法に関するSMBC-GPから甲への支払を留保する旨の要請
 - (7) SMBC-GPに対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う決済方法に関するSMBC-GPへの支払を留保する旨の通知又は留保を検討中である旨の通知
 - (8) その他本利用契約に別途定める支払留保の規定に該当する場合
 - (9) SMBC-GP又は本決済事業者のシステムについて以下の①から③のいずれか一つに該当する場合
 - ① 定期的な又は緊急の保守作業を行う場合
 - ② ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
 - ③ コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
2. 前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとする。
 3. 第1項に基づく支払留保に係る引渡金について、留保期間中の利息を付すことを要しないものとする。
 4. 第1項に基づく支払留保によって甲が被った損失、損害等について、SMBC-GPは一切責任を負わない。

（引渡金の返金）

- 第40条 SMBC-GPは、本決済事業者から、特定の甲の本サービスの利用に係る商品販売の代金等についての立替払の合意の解除の意思表示、当該本サービスの利用に係る商品販売の代金等に係る債権の買戻請求又は返金請求を受けた場合には、直ちに、その旨を甲に通知する。
2. 甲は、前項の解除、買戻又は返金請求に係る本サービスの利用に係る商品販売についての引渡金の支払を既にSMBC-GPから受けている場合には、同項の通知

- を受けた後直ちに、これを SMBC-GP に返還する。
3. 第 1 項の解除、買戻又は返金請求に係る本サービスの利用に係る商品販売についての引渡金の SMBC-GP から甲への支払が未だなされていない場合には、SMBC-GP は当該引渡を免れる。
 4. 第 1 項の解除、買戻又は返金請求がなされた場合においても、甲は、当該解除、買戻又は返金請求に係る本サービスの利用に係る商品販売について SMBC-GP が既に提供済みの本サービスに係るシステム利用料金及び SMBC-GP 所定の手数料の負担及び支払を免れず、SMBC-GP は受領又は相殺済みのシステム利用料金及び SMBC-GP 所定の手数料を甲に返還する義務を負わないものとする。
 5. 甲は、甲が本加盟店契約に基づき本決済事業者に返還すべき本サービスの利用に係る商品販売の代金等の全部又は一部に相当する額について、SMBC-GP が本サービスの提供に関連する SMBC-GP と本決済事業者との間の契約に基づく SMBC-GP の連帯支払義務の履行として本決済事業者から支払を請求され若しくは請求されるおそれがある場合又は SMBC-GP が本決済事業者に当該支払をした場合において、SMBC-GP から当該支払に関する求償を受けた又は精算を求められたときは、直ちに、SMBC-GP が本決済事業者から請求された当該支払額と同額の金額を SMBC-GP の指定する SMBC-GP 名義の銀行口座に振り込む方法によって SMBC-GP に支払う。この振込の振込手数料は甲が負担する。
 6. SMBC-GP が前項の甲からの支払について第 38 条第 2 項により相殺をした場合、甲は、その相殺がなされた額については、前項による支払を要しない。
 7. 前六項は、売上請求の取消に伴う返金について準用する。

(提供停止に関する特則)

- 第 41 条 SMBC-GP は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じ、又は生じるおそれがあると SMBC-GP が判断した場合、事前に甲に通知した上で、甲に対する代表加盟店サービスの全部又は一部の提供を停止ができるものとする。なお、本決済事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性について SMBC-GP は関与するものではなく、甲は本決済事業者の判断に従う。
- (1) 甲が本サービスの利用に係る商品販売の対象とした商品に品違い、数量違い、品質上の不具合等があったこと、当該商品の引渡又は提供が未了であること等によって、本決済事業者が買主から代金等の支払を拒絶されること
 - (2) 甲が本決済事業者から決済売上金の支払を拒絶され若しくは返還の請求を受けること
2. 第 13 条第 2 項は前項の提供停止に関して準用するものとする。
 3. 第 1 項は第 13 条に基づく代表加盟店サービスの提供の停止を妨げるものではない。

(事後効)

- 第 42 条 本利用契約の全部又は本サービスの各決済サービスに関連する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、当該終了の日までに各決済サービスの適用対象となっていた決済方法及び当該決済方法に係る引渡金に関しては、本利用契約のうち当該決済サービスに関連する部分がなお有効に継続し適用されるものとする。
2. 本利用契約のうち代表加盟店サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該サービスの終了によって影響を受けない。

第 2 章 カード決済に関する本サービス

第 1 節 通則

(適用範囲)

- 第 43 条 第 2 章第 1 節の規定は、カード決済に関する本サービス及び当該決済方法に関する本サービスの利用に係る甲の信用販売に関してのみ適用される。なお、第 2 章第 1 節に定めのない事項については第 1 章の定めによる。

(用語の定義)

- 第 44 条 第 2 章において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
- | | |
|----------------|---|
| (1) 加盟店 | 本カード会社と本カード加盟店契約等を締結している事業者 |
| (2) 本カード加盟店契約等 | カード加盟店契約及びこれに付帯し又は関連する規約、規則、合意書、覚書等の総称 |
| (3) 立替払金等 | 決済売上金のうち、本カード会社が本カード加盟店契約等に基づき支払義務を負う、代金等の立替払金又は代金等に係る債権の買い取り代金（いすれも当該本カード会社所定の手数料相当額が控除された後の残額を指す） |

(カード決済に関する本サービスの内容等)

- 第 45 条 カード決済に関する本サービスの内容は、第 1 章に定める本サービスのとおりとする。
2. 前項に定めるもののほか、甲が BIN 判定オーソリサービスを利用する場合には以下のサービスを行う。
 - (1) オーソリ処理において、SMBC-GP が管理するデータベースに受信した申込データを照合のうえ、SMBC-GP が本カード会社にオーソリ要求をする必要があると判断したものに限り、発信すること。

(カード決済に関する本サービスの利用)

- 第 46 条 甲がカード決済に関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を SMBC-GP に提出した後、当該本申込書等に係る SPID 登録が完了した旨の通知及びカード決済に関する本サービスの提供開始日の通知の双方が SMBC-GP から甲に到達した場合、甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、カード決済に関する本サービスを利用することができます。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、本利用契約の成立後に甲が SMBC-GP に対してカード決済に関する本サービスの利用を SMBC-GP 所定の方法によって申し込み、これを承諾する旨の通知及び提供開始日の通知の双方を SMBC-GP から受けた場合、甲は通知を受けた当該提供開始日以降、カード決済に関する本サービスを利用することができます。前項但書は、本項の場合に準用するものとする。
 3. 甲は、本カード加盟店契約等に基づく信用販売に関してのみ、カード決済に関する本サービスを利用することができます。

(カード決済に関する本サービスの利用の対価)

- 第 47 条 甲は、カード決済に関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額を SMBC-GP に支払う。その支払方法に関しては、本規約第 6 条の規定を準用する。

(本カード加盟店契約等の締結と遵守)

- 第 48 条 甲は、自己の責任と費用負担によって本カード加盟店契約等を締結して、維持するものとする。
2. 甲は、本カード加盟店契約等を遵守するものとする。
 3. SMBC-GP は本カード加盟店契約等の締結に関与せず、本カード加盟店契約等の成否又は内容に関して何らの責任も負わないものとする。但し、代表加盟店サービスの利用に係る本カード加盟店契約等については、この限りでない。

(信用販売に関する制限事項)

- 第 49 条 甲は、信用販売を実施するに際しては、法令に定める基準に従い、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならない。この場合において、甲は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行ふものとする。当該措置に関する具体的方法及び態様並びにその変更に関しては、第 17 条第 3 項及び第 4 項を準用する。
- (1) 通知されたカード番号等の有効性
 - (2) 当該信用販売がなりすましその他のカード番号等の不正利用に該当しないこと。
2. 甲は、カード決済に関する本サービスの利用に係る信用販売の態様、取扱商品又は当該取扱商品の宣伝広告に関して、法令を遵守し、かつ法令若しくは公序良俗に違反し若しくは違反するおそれのある行為、第三者の著作権、商標権、不正競争防止法上の権利、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的権益を侵害し若しくは侵害するおそれのある行為又は犯罪に該当し若しくは該当するおそれのある行為を行ってはならない。
 3. 甲は、代表加盟店サービスを利用する場合を除き、その取扱商品について、事前に本カード加盟店契約等に従って本カード会社による審査を受け、当該本カード会社から承認を受けた上で、当該承認を得た取扱商品を SMBC-GP に通知するものとする。甲が取扱商品を追加し又は変更する場合も同様とする。

(銀聯カード決済に関する特則)

- 第50条 甲は、自己の責任と費用負担によって銀聯の規則等、関連法令を遵守するものとする。
2. 銀聯の規則等の変更、関連法令の変更又は金利変動等の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、SMBC-GPは、甲に対する通知により、手数料率を合理的範囲で改定することができるものとする。
3. 銀聯の規則等に変更（制定、廃止等を含む）があった場合は、変更後の内容が適用されるものとし、当該変更に起因して甲に生じる費用、損害等、第三者に対する責任は、甲が負担するものとする。
4. 銀聯が、甲の責めに帰すべき事由に起因して、本カード会社又はSMBC-GPに違約金、反則金等（名称の如何は問わないものとする）を課すことを決定した場合、甲は、本カード会社又はSMBC-GPに対して違約金、反則金等の額と同額の金員を本カード会社又はSMBC-GPに支払うものとする。

(事後効)

- 第51条 本利用契約のうちカード決済に関する本サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第48条第3項、第49条第1項、第50条第3項及び第4項、並びに本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該サービスの終了によって影響を受けない。

第2節 代表加盟店サービスに関する特則

(適用範囲)

- 第52条 第2章第2節の規定は、SMBC-GPが甲の代理人として本カード加盟店契約等の締結申込を行うこと並びにかかる方法によって締結された本カード加盟店契約等に基づくカード決済及び甲の信用販売に関してのみ適用される。なお、第2章第2節に定めのない事項については、第2章第1節の定めるところによる。また、第2章第1節の定めと第2章第2節の定めとが矛盾抵触する場合には、第2章第2節の定めによるものとする。

(代表加盟店サービスの内容)

- 第53条 カード決済における代表加盟店サービスに関する本サービスの内容は、第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟店サービスの利用)

- 第54条 カード決済における代表加盟店サービスに関する本サービスの利用は、第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟店サービスの利用の対価)

- 第55条 甲は、カード決済における代表加盟店サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をSMBC-GPに支払う。その支払方法に関しては、本規約第6条の規定を準用する。

第3節 認証支援サービスに関する特則

(適用範囲)

- 第56条 第2章第3節の規定は、カード決済における認証支援サービスに関する本サービスに関してのみ適用される。なお、第2章第3節に定めのない事項については、第2章第1節及び第2節の定めによる。また、第2章第1節及び第2節の定めと第2章第3節の定めとが矛盾抵触する場合には、第2章第3節の定めによるものとする。

(用語の定義)

- 第57条 第2章第3節において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 認証支援サービス対応カード会社 自社が行うカード決済に関して加盟店が認証支援サービスを利用することを承認し得るカード会社としてSMBC-GPが別途指定するカード会社
- (2) 認証サービス 3-D Secure™技術に基づくカード会員の本人性判別サービスであって、本カード会社（認証支援サービス対応カード会社に限る。以下第2章第3節において同じ）のみによって又は本カード会社及び当該本カード会社が提携する他のカード会社（以下「認証提携先カード会社」という）の協働によって、インターネットを通じて提供されるもの。但し、具体的なサービス名称及びサービスの詳細は、当該本カード会社所定の認証サービス参加規約等（規約、導入説明書、取扱要領、留意事項等、名称を問わない。以下同じ）の定めるところによる
- (3) 参加会員 カードを使用する際に、認証サービスによって、自分が当該カードに係るカード会員本人であることの判別を受けることができるカード会員
- (4) 認証サービス参加契約 加盟店がその信用販売の相手方について認証サービスにより本人性の判別を受けることを目的とするカード会社（認証支援サービス対応カード会社に限る）との間の契約（関連する合意、規則等を含む）。その内容は、当該本カード会社所定の認証サービス参加規約等の定めるところによる
- (5) 参加加盟店 認証サービス参加契約を締結している加盟店
- (6) 3DS Server 加盟店がその信用販売の相手方になろうとする者について、プラウザによる認証サービスを利用するため用いる必要があるアプリケーションとして本カード会社が指定するもの
- (7) 認定3DS Server 3DS Serverのうち、認証サービスたる「American Express SafeKey®」（以下「SafeKey」という）または「ProtectBuy®」（以下「ProtectBuy」という）に係る業務に使用されることについて、認証サービスの認証権限者（SafeKey又はProtectBuyに係る認証を行う権限を有する者として、SafeKey又はProtectBuyの運営主体が指定する者を指す。以下同じ）による認証を受けたもの
- (8) 3DS SDK 加盟店が、その信用販売の相手方になろうとする者について、加盟店アプリケーションにおける認証サービスを利用するため、加盟店アプリケーションに実装される必要があるアプリケーションとして、本カード会社が指定するもの
- (9) 認証3DS SDK 3DS SDKのうち、認証サービスたるSafeKey又はProtectBuyに係る業務に使用されることについて、認証サービスの認証権限者による認証を受けたもの
- (810) 特定加盟店 参加加盟店のうち、3DS Server又は3DS SDKを自己又は自己の業務委託先の管理するサーバその他のシステムに実装し、自ら認証サービスに係る業務を行うことについて本カード会社から承認を得た加盟店

(認証支援サービスの内容)

- 第58条 本規約において「認証支援サービス」とは、カード決済に関する本サービスであって、認証サービスの利用を支援することを目的とする以下の内容のサービスをいう。

- (1) 3DS Serverまたは3DS SDKその他本カード会社が指定するシステムやアプリケーション（これらを個別に又は総称して、以下「本件アプリケーション」という）を用いて、認証サービスの利用に関連する本カード会社所定の情報の登録及びデータ処理を行うこと並びに認証サービスの利用に関連するSMBC-GPと本カード会社又は認証提携先カード会社との間のデータ通信及び甲とSMBC-GPとの間のデータ通信を行うこと
- (2) 前号に関連し又は付随するサービスとしてSMBC-GPが定めるサービス
2. 前項の定めにかかわらず、代表加盟店サービスを利用して締結された本カード加盟店契約に基づいて行われる信用販売に係る認証支援サービスの内容は、前項に定める内容に以下の各号の内容が追加される。
- (1) 甲から授与された代理権に基づき、甲の代理人として、本カード会社に対し、認証サービス参加契約締結の申込を行い、これに対する回答を受領すること
- (2) 前号のサービスを利用して締結された認証サービス参加契約に基づく通知等を発信し又は受領すること（データの送受信を含む）
- (3) 前二号に関連し又は付随するサービスとしてSMBC-GPが定めるサービス

(認証支援サービスの利用)

- 第59条 カード決済における認証支援サービスに関する本サービスの利用は、第2章第1節（代表加盟店サービスを利用する場合には第2章第2節）に定めるとおりとする。

2. SMBC-GPは、SMBC-GPのシステムに、認証支援サービスの提供のために必要な本件アプリケーションを導入し、これを認証支援サービスの提供に関連して

使用するために必要な許諾を、認証支援サービスの提供期間中、権利者から確保するものとする。

3. 甲は、本件アプリケーションに登録された情報、及びカード会員との間の信用販売（認証サービスの適用対象となるものに限る）に関する情報が、認証サービス利用の都度、認証の対象となる信用販売に利用されたカードによるカード発行会社のサーバ及び本カード会社若しくはSMBC-GPのサーバ又はそれらの委託先が管理するサーバに送信・蓄積されることを予め承諾するものとする。
4. 甲は、本カード会社又はカード発行会社が、認証サービスの利用普及を目的として、甲の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に甲の商号、屋号、その他営業に用いる名称、ホームページアドレス等を掲載又は表示することを予め異議なく承認するものとする。
5. 甲は、本カード会社が要求する場合、認証サービスの利用開始までにカード会員向け告知事項その他の本カード会社所定の事項、及び、認証支援サービスの利用を開始した日以降その利用を終了するまでの間、参加加盟店であることを示す本カード会社が定める標識及び本カード会社所定の内容を、甲の管理するサイトの見やすい箇所その他の本カード会社指定の場所に表示するものとする。
6. 甲は、SMBC-GP以外の第三者に認証支援サービスに係る業務の全部又は一部を委託することはできないものとする。但し、甲が特定加盟店である場合は、第63条第1項に定める範囲で委託できる。

（認証支援サービスの利用の対価）

第60条 甲は、カード決済における認証支援サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をSMBC-GPに支払う。その支払方法に関しては、本規約第6条の規定を準用する。

（代理権授与）

第61条 甲は、認証支援サービスにおいて代表加盟店サービスを利用する場合、甲は、以下の各号の事項に関する包括的代理権をSMBC-GPに授与したものとする。

- (1) SMBC-GPが任意に選定する本カード会社に対し、当該本カード会社所定の認証サービス参加規約等の内容により認証サービス参加契約の締結申込を行うこと及びこれに対する回答を受領すること
- (2) 認証サービス参加契約に基づく通知等を発信し又は受領すること（データの送受信を含む）

2. 第36条第2項は、前項の包括的代理権の授与の撤回に関して準用するものとする。

（認証サービス参加契約の締結等）

第62条 甲は、認証支援サービスにおいて代表加盟店サービスを利用する場合、SMBC-GPを代理人として、SMBC-GPが任意に選定する本カード会社に対し、本利用契約の定める手続に従い、SMBC-GPから別途提供を受けた当該本カード会社所定の認証サービス参加規約等の内容によって、認証サービス参加契約の締結を申し込むものとする。

2. 前項に基づく申込等に関しては、第37条を準用する。
3. 第1項の申込に係る認証サービス参加契約が成立した場合、甲は、認証支援サービスを利用する期間中、当該認証支援サービス参加契約を維持し、これを遵守するものとする。
4. 認証サービス参加契約が事由の如何を問わず終了した場合、SMBC-GPは、何らの通知及び催告なく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要すことなく、当該認証サービス参加契約に基づく認証サービスに関して、認証支援サービスの提供を終了することができる。認証サービス参加契約がSMBC-GPを代理人とした申込によらずに締結された場合も同様とする。

（特定加盟店に関する特則）

第63条 甲がSafeKey又はProtectBuyに係る特定加盟店となることを希望する場合（この場合の甲を、以下「認定参加希望加盟店」という）、認定参加希望加盟店は、前条に基づく申込みに先立ち、サーバ等に自らの費用と責任で認定3DS Server又は認定3DS SDKその他本カード会社が指定するシステムやアプリケーション（これらを個別には總称して、以下「認定アプリケーション」という）の実装を行わなければならぬ。但し、認定参加希望加盟店が認証サービス参加契約に基づき業務代行者（PCIDSS認証を得ている者に限る）に認証サービスに係る業務を委託している場合で、且つSMBC-GP及び本カード会社が承認した場合、認定参加希望加盟店は、当該業務代行者をして認定アプリケーションの実装を行わせるものとする（これらの認定アプリケーションの実装を本条において以下「認定アプリケーション利用」という）。また、本カード会社の承認を得て特定加盟店となつた場合でも、甲は、甲が特定加盟店になることについて甲と本カード会社間で成立した契約の有効期間中、認定アプリケーション利用を継続するものとし、継続できない場合には直ちに、認定アプリケーション利用を継続できない認定アプリケーションに係る認証サービスの利用を取り止め、又は本カード会社が承認する第三者に認証サービスに係る業務を委託して当該第三者の管理するサーバ等に認定アプリケーションを実装させるものとする。なお、SMBC-GP及び本カード会社は、認定アプリケーションに係る認証について何ら保証を行わないものとする。

2. 本カード会社が甲を特定加盟店として不適当と認めた場合、本カード会社及びSMBC-GPは、甲に対して拒否の理由を開示しないものとし、これについて甲は、あらかじめ承諾するものとする。
3. 特定加盟店となつた甲は、本カード会社から提供された認証サービスを利用するため必要なID等及びその他本カード会社が指定する情報を、甲又は業務代行者（甲が認証サービス参加契約に基づき業務代行者に業務を委託している場合で、かつSMBC-GP及び本カード会社が承認した場合に限る）が実装した本件ソフトウェアに本カード会社所定の方法で登録するものとする。
4. 特定加盟店となつた甲は、認証サービス参加契約の有効期間中、第45条の定めにかかわらず、SMBC-GPに対し信用販売の申込受付業務、認証サービスの義務履行、認証サービスの結果に係る通知の受領、その他の特定加盟店における認証サービスに関連する業務については業務委託を行はず、当該業務については甲自身において行うものとする。

（免責）

第64条 SMBC-GPは、以下の各号の事由に起因する認証支援サービスの不提供又は不具合に関しては一切責任を負わないものとする。

- (1) 第62条第4項の他、本利用契約に基づく認証支援サービスの提供の停止若しくは休止又は終了
 - (2) 本件アプリケーションに生じた固有の不具合
2. 認証サービスにおける本人性別は本カード会社単独又は本カード会社及びその認証提携先カード会社の共同の責任によってなされ、認証サービスの提供義務は認証サービス参加契約に基づいて当該本カード会社が負うものであり、SMBC-GPは、認証サービスの内容、その提供又は不提供、個々の判別結果及び個々の判別結果に応じた本カード会社による信用販売の取扱いに關し一切責任を負わない。但し、認証サービスの不提供又は不具合がSMBC-GPの責めに帰すべき事由に基づく場合（第13条その他本利用契約に基づく停止及び停止並びに第62条第4項に基づく廃止は含まれない。）は、この限りでない。

（データの保存期間に関する特則）

第65条 第16条第8項の定めにかかわらず、SMBC-GPは、認証支援サービスの提供に関連して取得した認証サービスによる判別結果に関するデータ及び認証サービスの利用に係る甲の信用販売についての本カード会社の承認結果に関するデータを1年間保管し、その間に当該本カード会社又はその認証提携先カード会社から請求を受けた場合には速やかに、当該請求をしたカード会社に対し、保管している当該データのうち当該請求に係るものを作成するものとする。

（変更の特則）

第66条 SMBC-GPは、認証支援サービスに関する部分の契約内容の変更について、第23条に基づき変更することができる他、認証サービス参加契約の内容が変更された場合、本カード会社又はその認証提携先カード会社から要請を受けた場合その他やむを得ない場合には、変更内容を事前に甲に通知した上で、甲からその都度の承諾を得ることなく変更することができるものとする。

（事後効）

第67条 本利用契約のうち認証支援サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第62条第4項、第64条、第65条、第66条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該サービスの終了によって影響を受けない。

第4節 洗替型クレジットカード決済に関する特則

（適用範囲）

第68条 第2章第4節の規定は、カード決済における洗替型クレジットカード決済に関する本サービスに関してのみ適用される。なお、第2章第4節に定めのない事項については、第2章第1節及び第2節の定めによる。また、第2章第1節及び第2節の定めと第2章第4節の定めが矛盾抵触する場合には、第2章第4節の定めによるものとする。

(用語の定義)

第69条 第2章第4節において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。

(1) 繼続課金取引

継続的に行われる同種商品の販売又は提供であって、各月中に販売又は提供された当該商品の代金等をまとめて決済することを予定しているもの

(2) 洗替対応クレジットカード会社

洗替型クレジットカード決済に対応し得るカード会社としてSMBC-GPが指定するカード会社

(3) 洗替型クレジットカード決済

以下の①及び②がいずれも満たされることを条件として、継続課金取引の代金等につき、その都度の与信請求又は売上承認請求を経ることなく、毎月実行されるクレジットカードによるカード決済

① 当該継続課金取引の対象商品、かかる形態のクレジットカード決済に用いようとするクレジットカードに係るカード会員又は会員番号その他本カード会社（洗替対応クレジットカード会社に限る。以下同じ）所定の事項について、当該本カード会社又はその提携する他のカード会社が、当該継続課金取引の開始前に承認したこと

② かかる形態のクレジットカード決済に用いようとするクレジットカードについて、毎月当該本カード会社所定の日において有効であると当該本カード会社によって判断されたこと

(4) 洗替

洗替型クレジットカード決済に用いようとするクレジットカードが毎月本カード会社所定の日（以下「洗替日」という）において有効であるか否かを当該本カード会社が判断すること

(5) 有効性データ

洗替型クレジットカード決済に用いられるクレジットカードの有効性に関する本カード会社所定の事項に関する当該本カード会社所定のフォーマットに従ったデータ

(洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの内容)

第70条 洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの内容は、第45条に定める本サービスの内容に、以下の各号に定めるとおり修正又は追加がなされる他は、同条に定める本サービスの内容と同一とする。

(1) 与信請求又は売上承認に関するデータ処理

与信請求又は売上承認請求に関するデータ処理は、当該洗替型クレジットカード決済に係る継続課金取引の開始前に一度のみ行うものとする。但し、洗替型クレジットカード決済のうち定期的に洗替及び甲からの売上請求毎に与信請求又は売上承認請求に関するデータ処理する旨が申し込んだ場合は、この限りではない。

(2) 有効性データの作成及び提出

SMBC-GPは、前号のデータ処理によって与信又は売上承認が得られた甲を売主とする継続課金取引に係るクレジットカードに関するSMBC-GP所定の事項に関するデータを毎月甲から提供を受けた場合、提供を受けた当該データに基づき有効性データを作成し、作成した当該有効性データを当該本カード会社に提出するものとする。但し、前号但書の場合においては、甲の申込み後SMBC-GP所定の事項に関して提供されたデータをもとに作成された有効性データを当該本カード会社に提出するものとする。

(3) 売上請求データの作成及び提出

SMBC-GPは、前号の本カード会社から前号の有効性データに係る特定のクレジットカードについて有効である旨の洗替結果通知を受けた場合に当該洗替結果をSMBC-GP所定の方法により甲に通知し、甲からSMBC-GP所定のデータフォーマットに従った当該クレジットカードに係る売上請求データの提出を受けた場合に提出を受けた当該売上請求データに基づいて当該本カード会社所定のデータフォーマットに従った売上請求データを作成し、当該作成した売上請求データを当該本カード会社所定の締め日及び提出期限に従い当該本カード会社へ提出するものとする。但し、第1号但書の場合において、甲からSMBC-GP所定のデータフォーマットに従った当該クレジットカードに係る売上請求データの提出を受けたときは、SMBC-GPは与信請求又は売上承認請求に関するデータ処理を行ったうえで、提出を受けた当該売上請求データに基づいて当該本カード会社所定のデータフォーマットに従った売上請求データを作成し、当該作成した売上請求データを当該本カード会社所定の締め日及び提出期限に従い当該本カード会社へ提出するものとする。

(4) 有効でない旨の通知を受けた場合

SMBC-GPは、第2号の本カード会社から同号の有効性データに係る特定のクレジットカードについて有効でない旨の洗替結果通知を受けた場合、当該クレジットカードに係る前号の売上請求データの作成及び提出を、洗替日の属する月の1日から末日までの間に甲を売主としてなされた継続課金取引に閑しては行うものとし、その翌月1日以降になされた継続課金取引に閑しては行わないものとする。

(5) カード番号等変更の通知を受けた場合

SMBC-GPは、第2号の本カード会社から同号の有効性データに係る特定のクレジットカード会員について洗替型クレジットカード決済に用いるカード番号等に変更があった旨の洗替結果通知を受けた場合、当該クレジットカード会員に係る洗替型クレジットカード決済に閑しては、変更後のカード番号等により第3号の売上請求データの作成及び提出を行うものとする。

(6) 洗替結果を反映したデータの提供

SMBC-GPは、第2号の本カード会社から洗替結果通知を受けた場合には、甲から提供を受けた第2号のデータに当該洗替結果を反映させた上、当該反映後のデータをSMBC-GP所定の期限及び方法により甲に提供するものとする。但し、カード番号等に閑しては、SMBC-GPと甲が別段の合意をした場合を除いて反映させず、カード番号等に関する情報は甲に提供しないものとする。

(7) 中止依頼を受けた場合

SMBC-GPが第2号の本カード会社から特定のクレジットカード会員について洗替型クレジットカード決済の中止依頼を受けた場合、当該カード会員を買主、甲を売主として当該中止依頼を受けた日の属する月の1日から末日までの間になされた継続課金取引のうち継続的なサービスの提供を内容とするものに閑しては第2号乃至第5号に従い取り扱うものとし、同期間になされたそれ以外の継続課金取引及びその翌月1日以降になされた継続課金取引に閑しては第2号乃至第5号の取扱いを行わないものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、代表加盟店サービスを利用して締結された本カード加盟店契約に基づいて実行される洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの内容は、第53条に定める本サービスの内容に前項各号及び以下の各号に定めるとおり修正又は追加がなされる他は、同条に定める本サービスの内容と同一とする。

(1) 甲から授与された代理権に基づき、甲の代理人として、本カード会社（代表加盟店サービス対応カード会社で、かつ、洗替対応クレジットカード会社に限る）に対し、洗替型クレジットカード決済の取扱いを認める特約を伴う本カード加盟店契約の締結申込（加盟申請）を行い、これに対する回答を受領すること

(2) 前号のサービスを利用して締結された本カード加盟店契約に基づく請求、申請、通知等及びその受領に関して甲を代理すること

(3) 前二号に閑連し又は付随するサービスとしてSMBC-GPが定めるサービス

(洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの利用)

第71条 洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの利用は、第2章第1節（代表加盟店サービスを利用する場合には第2章第2節）に定めるとおりとする。

2. 甲は、本カード加盟店契約において洗替型クレジットカード決済の取扱いが認められている場合において当該本カード加盟店契約に係る本カード会社が承認したカード会員又はカード番号等及び商品に関してのみ洗替型クレジットカード決済に関する本サービスを利用することができるものとする。

(洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの利用の対価)

第72条 甲は、洗替型クレジットカード決済に関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をSMBC-GPに支払う。その支払方法に閑しては、本規約第6条の規定を準用する。

(甲からSMBC-GPへのデータ提出)

第73条 甲は、毎月、第70条第1項第2号のSMBC-GP所定の事項に関するデータをSMBC-GP所定の締め日及びデータフォーマットに従って作成し、作成した当該データをSMBC-GP所定の提出期限及び提出方法に従ってSMBC-GPへ提出するものとする。同第3号のSMBC-GP所定のデータフォーマットによる売上請求データについても同様とする。但し、第2号但書及び第3号但書の場合は、この限りでないものとする。

2. 甲は、特定のクレジットカードが有効でない旨の洗替結果通知をSMBC-GPから受けた場合、当該クレジットカードに係る前項の売上請求データの作成及びそのSMBC-GPへの提出については、洗替日の属する月の1日から末日までの間に甲を売主としてなされた継続課金取引に閑しては行うものとし、その翌月1日以降になされた継続課金取引に閑しては行わないものとする。

3. 甲は、本カード会社から特定のカード会員について洗替型クレジットカード決済に用いるカード番号等に変更があった旨の通知を受けた場合、当該カード会員に係る洗替型クレジットカード決済に閑しては、変更後のカード番号等により第1項の売上請求データの作成を行うものとする。

(免責)

第74条 SMBC-GPは、甲から提出を受けた有効性データの不具合であつて甲の行為に起因するもの、洗替の過誤その他 SMBC-GPが関与し得ない事情に起因し又は SMBC-GPの責めに帰すことのできない事由に基づく第2章第4節の規定の不履行又は甲とその信用販売に係る買主との間の紛争に関しては、一切責任を負わないものとする。

(代表加盟店サービスの準用)

第75条 第70条第2項に定める代表加盟店サービスに係る定めは第2章第2節の定めを準用する。

(事後効)

第76条 本利用契約のうち洗替型クレジットカード決済に関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、当該終了の日までにSMBC-GPが甲から提出を受けた有効性データに関しては、当該終了した部分はなお有効に継続するものとする。

2. 本利用契約のうち洗替型クレジットカード決済に関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第74条、第75条、前条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該サービスの終了によって影響を受けない。

Software License Agreement

この Software License Agreement (以下「本利用許諾書」といいます) は、SMBC マルチペイメントサービス (以下「本サービス」といいます) の利用等に関する契約 (以下「利用契約」といいます) に付帯する契約であって、利用契約を SMBC-GP 株式会社 (以下「SMBC-GP」といいます) との間で締結した者 (以下「甲」といいます) が、本ソフトウェア等 (第2条にて定義します) を、本利用許諾書記載の条件にて利用することを許諾するためのものです。

(適用範囲)

第1条 本利用許諾書は、甲が本サービスを利用する場合に適用されます。SMBC-GP は、甲が SMBC-GP のシステムを実際に利用した場合、甲が本利用許諾書記載の条件を承諾したものとみなします。利用契約と本利用許諾書との規定に矛盾が生じた場合は、本利用許諾書の規定が優先して適用されるものとし、本利用許諾に定めのない規定は利用規約第1章の定めが適用されます。

(定義)

第2条 用語の定義は利用契約のものを準用する他、本利用許諾書において以下の各号の用語は、当該各号記載の意味を有するものとします。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、SMBC-GP のシステム上で甲に提供する SMBC-GP のソフトウェア製品「SMBC マルチペイメントサービス (Advanced 版)」及びこれらの更新版の総称をいいます。
- (2) 「本ドキュメント」とは、本ソフトウェアを利用するためのユーザーガイド及びマニュアル並びにそれらの改訂版 (いずれも電子媒体等で提供されるものを含みます) をいいます。
- (3) 「本ソフトウェア等」とは、本ソフトウェアと本ドキュメントの総称をいいます。
- (4) 「SHOP ID」とは、本サービスを利用する甲の仮装店舗を識別するための SMBC-GP 所定の符号 (SHOP IDENTIFICATION) をいい、仮想店舗1つごとに対し1つ必要となります。
- (5) 「利用規約」とは、利用契約の成立及び内容等について定める「SMBC マルチペイメントサービス利用規約」を指します。

(利用許諾)

第3条 SMBC-GP は、甲に対し、甲と SMBC-GP との間で別途合意した場合を除き、利用契約が締結されていることを条件として、本利用許諾書及び本ドキュメントに明記された規定に従って、甲による本サービスの利用を唯一の目的として、本ソフトウェア等を利用する譲渡不能かつ非独占的な利用権を許諾します。また、甲は、甲が自己の本サービス利用に関する業務を委託する第三者に対し、当該第三者が本利用許諾書の規定 (利用契約の締結は含みません) に従うことを条件に、本ソフトウェア等を利用させることができます。かかる場合、甲は当該第三者による本ソフトウェア等の利用について、当該第三者が本利用許諾書を遵守していることについて責任を負うものとします。

2. 本ソフトウェアは SHOP ID に対応する仮想店舗を通じて行う信用販売又はその他の販売においてのみ利用することができます。甲は、SHOP ID の範囲を超えて本ソフトウェアを利用する場合は、SMBC-GP が別途定めるところに従い、新たに SMBC-GP から追加の SHOP ID の発行を受ける必要があります。新たな SHOP ID の範囲内で利用する本ソフトウェアについても、本利用許諾書の規定が適用されます。
3. SMBC-GP は、本ソフトウェア等の改良、変更等のカスタマイズを甲が要望した場合は、当該カスタマイズが可能か否かを含め当該カスタマイズ費用について甲と別途協議の上、別途合意した所に従って当該カスタマイズを行うものとします。カスタマイズ後の本ソフトウェア等の利用許諾及びその他の条件についても本利用許諾書の規定が適用されます。
4. 利用契約の締結前に甲が本ソフトウェアを利用する場合の取り扱いについて以下の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 甲が本サービス利用のために本ソフトウェアの検討又は検証若しくは評価目的 (開発、試作目的は禁止) でのみ利用することを条件に、甲に対し無償で利用許諾します。
 - (2) 利用期間は別途 SMBC-GP との間で定められた期間とし、当該期間中に利用契約を締結した場合は、利用契約の締結日の前日までとします。
 - (3) 前項の期間中の本ソフトウェアについても、前三項及び第5条の定めを除き本利用許諾書の規定が適用されます。

(制限事項)

第4条 SMBC-GP による甲に対する本ソフトウェア等の利用許諾は、本ソフトウェア等に関連し SMBC-GP が保有する権利又は第三者が保有し SMBC-GP が正当にその利用許諾を受けたいとなる権利についても甲に譲渡するものではありません。

2. 甲は、本ソフトウェア等の利用において以下の各号の行為を自らしてはならず、又は第三者をして行わせてはならないものとします。
 - (1) 本ソフトウェア等の表示又は財産権に関する注意事項の表示を削除又は変更すること
 - (2) 本ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆アセンブル又は逆コンパイルを行うこと (但し、相互運用性検証のため必要不可欠な場合を除きます)
 - (3) 本ソフトウェア等の翻案、改変を行うこと
 - (4) SMBC-GP の事前の書面による承諾なく、本ソフトウェアのベンチマークテストの結果を開示すること
 - (5) 本利用許諾書に別段の定めがある場合又は SMBC-GP の書面による承諾を得ている場合を除き、第三者に対し本ソフトウェア等を再利用許諾、頒布又は貸与すること

(ライセンス料)

第5条 甲は、第3条に基づく本ソフトウェア等の利用許諾の対価として本申込書等記載のライセンス料(以下「ライセンス料」といいます) 及びこれらに対する消費税等相当額を SMBC-GP に支払うものとします。その支払方法に関しては、利用規約

- 第6条の規定を準用するものとします。
2. 甲は、本ソフトウェア等又は本サービスを一度も利用しなかった場合であっても、前項に基づく支払を免れないものとします。
 3. SMBC-GPは、甲へ本ソフトウェア等を提供した後に、甲が本サービス若しくは本ソフトウェア等を一度も利用せず又は本利用契約が事由の如何を問わず終了した場合であっても、受領済みのライセンス料及びこれに対する消費税相当額を甲に返還する義務を負わないものとします。

(保証及び免責)

- 第6条** SMBC-GPは、本ソフトウェアが全ての主要な点において該当の本ドキュメント記載の機能を有することを保証します。
2. SMBC-GPは、本ソフトウェアが本ドキュメント記載の機能を有していない場合、保証義務違反を発生させた本ソフトウェアを補正するための商業的に合理的な努力をします。但し、SMBC-GPが商業的に合理的な方法で保証義務違反を実質的に補正できない場合は、甲は本ソフトウェア等の利用を終了し、利用契約を終了させることができます。
 3. SMBC-GPは本ソフトウェアがエラーや中断が無く稼働することを保証せず、またエラーの全てを補正することを保証しません。前項の定めが SMBC-GP の唯一の責任であり、前項以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切無いものとします。

(第三者からの申立てに対する対応)

- 第7条** 第三者から、甲に対して本ソフトウェア等が当該第三者の知的財産権を侵害しているとの苦情又は裁判上若しくは裁判外での請求（以下「クレーム」と総称します）が提起された場合には、SMBC-GPは、甲が以下の各号全てを実施することを条件に、甲にクレームに起因する甲の損失の補償を利用契約の範囲内で行うものとします。
- (1) クレームの通知を受けてから30日以内にSMBC-GPに書面で通知をすること
 - (2) SMBC-GPに防衛と解決のためのあらゆる交渉を単独で行わせること
 - (3) SMBC-GPがクレームに対する防衛又は解決に必要とする情報、権限及び協力をSMBC-GPに与えること
2. 本ソフトウェア等が第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又はSMBC-GPが認めた場合には、SMBC-GPは、本ソフトウェア等を侵害にならないような（実用性又は機能性を実質的に損なわずに）修正、又は継続して利用できる使用権の取得のいずれかの措置をとることができ、これらいずれの措置も商業的に合理的でない場合には、SMBC-GPは本ソフトウェアの利用許諾を終了し、本ソフトウェア等の返却を求め、利用契約を終了します。
 3. 以下の各号のいずれかに該当する場合、SMBC-GPは甲に対して第1項に基づく補償を行わないものとします。
 - (1) 甲が本利用許諾書及び本ドキュメントに定めた利用範囲を超えて本ソフトウェア等を利用した場合
 - (2) 最新版の本ソフトウェア等を甲が利用していれば侵害が避けられた場合に、甲が旧バージョンを利用していたことに起因してクレームを受けた場合
 - (3) 本ソフトウェア等をSMBC-GPが提供したものではない製品やサービスと組み合わせたことに起因する侵害の場合
 4. その他クレームに関するSMBC-GPの責任は、本条に定めるものに限られるものとします。

(利用権許諾の終了)

- 第8条** 甲が本利用許諾書記載の条件に違反し、SMBC-GPからの書面による催告があった後30日以内に違反を是正しないときは、SMBC-GPは本利用許諾書により甲に対して本ソフトウェア等の利用許諾及び利用契約の全部又は一部を終了させることができます。
2. 別段の定めがある場合を除き、利用契約が終了した場合は本利用許諾書に基づく利用許諾も何らの通知及び催告もなく終了するものとします。
 3. 本利用許諾書について甲の債務不履行が発生した場合、甲は本利用許諾書に基づく本ソフトウェア等の利用はできないことに同意します。
 4. 利用許諾の終了後においても、第三者からの知的財産権侵害主張に対する対応、ライセンス料の支払等、性質上存続すべき事項は、本利用許諾書終了後も引き続き有効に存続します。
 5. 本ソフトウェア等の利用許諾が理由の如何にかかわらず終了した場合、甲は直ちに本ソフトウェア等の利用を取り止め、本ドキュメント等 SMBC-GP から提供を受けている資料等を返還し又は廃棄若しくは消去しなければならず、SMBC-GPが要求を受けた場合は直ちに当該廃棄又は消去を証する書面を SMBC-GP に提出するものとします。

(監査)

- 第9条** SMBC-GPは、事前に書面で通知することにより、甲による本ソフトウェア等の利用状況について、監査を行うことができます。甲はSMBC-GPによる監査に協力し、合理的な範囲内で助力及び情報を提供することに同意します。
2. 前項の監査の結果、甲に利用許諾された範囲を超えて本ソフトウェア等を利用していることが判明した場合、SMBC-GPは超過分のライセンス料を請求できるものとし、甲はSMBC-GPの書面による通知から30日以内に当該請求金額を支払うこととに同意します。甲から当該請求金額が支払われない場合、SMBC-GPは、利用契約を終了させることができます。かかる場合、甲に対する本ソフトウェア等の利用許諾は当然に終了します。

施行 2020年3月31日

以上

Apple Pay 決済サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、Apple Pay 決済サービスに係る SMBC マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「SMBC マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章及び第2章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章及び第2章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約、利用規約第2章、第1章の順に適用される。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

（1）本人認証アプリ

端末に事前登録された端末所有者に関する情報（以下「会員情報」という）と、信用販売の申込者が端末に入力などした情報（以下「入力情報」という）とを照合し、会員情報と入力情報の合致により信用販売の申込が端末所有者本人のものからであることを認証するアプリを提供する事業者（「アプリ提供事業者」という）所定のアプリケーション。

（2）端末

会員が正当に保有する通信機能を内蔵したデバイス（スマートフォン又はタブレットを含むが、これらに限らない）。

（3）Apple Pay 決済システム

甲を売主とする商品の売買契約について、その代金等の決済のときに、本人認証アプリを利用することによって当該商品の代金等を決済することを目的とした Apple Pay 決済事業者（以下「丙」という）のシステム及び当該丙のシステムとデータ連携をするために SMBC-GP が所有するシステムの総称

（4）Apple Pay 決済

Apple Pay 決済システムを用いたカード決済。

（5）Apple Pay 決済サービス

SMBC-GP が提供する Apple Pay 決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの

（6）Apple Pay 決済加盟店契約

本加盟店契約のうち、甲と丙との間で締結される Apple Pay 決済に関する契約

(Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 Apple Pay 決済サービスの内容は、利用規約第2章第1節に定めるとおりとする。

(Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲は、Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する前に、自己の責任と費用負担で、アプリ提供事業者と契約し、アプリ提供事業者から決済に必要なソフトウェアの提供を受けたうえで、Apple Pay 決済時に接続されるサーバ等に実装するものとする。

2. 甲が Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を SMBC-GP に提出した後、Apple Pay 決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び Apple Pay 決済サービスの提供開始日の通知の双方を SMBC-GP から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、Apple Pay 決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知された当該提供開始日以降、Apple Pay 決済システム及び Apple Pay 決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(Apple Pay 決済サービスの利用の対価)

第5条 甲は、Apple Pay 決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を SMBC-GP に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

第6条 甲は、Apple Pay 決済において、会員から Apple Pay 決済の申込を受けた場合、第4条第1項に定めるソフトウェアを利用して、当該 Apple Pay 決済が端末所有者本人からの申込みであることを確認するものとする。この確認が成功した場合を除き、当該会員との間で Apple Pay 決済を行ってはならないものとする。

2. 甲は、Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を開始した日以降その利用を終了するまでの期間、Apple Pay 決済対応加盟店であることを示す丙又は丙と提携する他の事業者（アプリ提供事業者を含む）所定の標識等を、甲のホームページ・インターネットサイト等の見やすい箇所に表示するものとする。

《Apple Pay 決済サービスにおいて代表加盟店サービスを利用する場合における特則》

(適用範囲)

第7条 本特則の規定は、利用規約第2章第2節の規定に付加し、SMBC-GP が甲の代理人として Apple Pay 決済加盟店契約の締結申込を行うこと並びにかかる方法によって締結された Apple Pay 決済加盟店契約に基づく Apple Pay 決済サービスに係る甲の信用販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については、本規約、利用規約第1章及び第2章の定めによるものとし、本特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(代表加盟店サービスの内容等)

第8条 Apple Pay 決済サービスにおける代表加盟店サービスに関する本サービスの内容は、第2章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用)

第9条 Apple Pay 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、第2章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用の対価)

第10条 甲は、Apple Pay 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をSMBC-GPに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

以上

Google Pay 決済サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、SMBC マルチペイメントサービスのうちカード決済を利用する場合のオプション機能である「Google Pay 決済サービス」に関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「SMBC マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) Google Pay 甲の信用販売における商品の代金等決済時に、甲の顧客である買主の Google アカウントに登録されている本人のカード番号等、カードの有効期限等の情報（以下総称して「カード番号等」という）を抽出し、当該買主に提示する機能を有するアプリケーションであって、当該買主が自己的端末にインストールすることで利用するもの。
- (2) Google Pay API 買主が Google Pay を利用することにより抽出される当該買主のカード番号等を SMBC-GP のシステムを通して甲システムに連携する API。
- (3) Google Pay 決済サービス Google Pay API を利用して受信したカード番号等を、カード決済に関する本サービスの提供に必要な SMBC-GP 所定のデータ形式に変換するサービスであって、本規約が定めるものの。

(Google Pay 決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 Google Pay 決済サービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 買主が信用販売における商品の代金等決済時に自己の Google アカウントに登録されている本人のカード番号等を抽出し、当該カード番号等を利用してカード決済をする場合、Google Pay API を通して甲システムへと連携すること
 - (2) 買主が（1）で抽出したカード番号等を、SMBC-GP 所定のデータ形式に変換すること
 - (3) （2）で SMBC-GP 所定のデータ形式に変換したカード番号等を SMBC-GP のシステムに送信すること
 - (4) 前記（1）ないし（3）に付随するサービス
2. SMBC-GP は、Google Pay が第三者の特許あるいはその他の知的財産権を侵害していないと保証するものではない。

(Google Pay 決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が Google Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を SMBC-GP に提出した後、Google Pay 決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び Google Pay 決済サービスの提供開始日の通知の双方を SMBC-GP から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、Google Pay 決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、Google Pay 決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(Google Pay 決済サービスの対価)

第5条 甲は、Google Pay 決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を SMBC-GP に支払う。その支払い方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(損害賠償に関する特則)

第6条 SMBC-GP は、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、甲に発生した逸失利益、間接損害、特別損害、偶発的及び結果的損害、並びに懲罰的損害賠償について賠償の責任を負わず、その他甲に発生した損害については 1,000 米ドルを上限として賠償の責任を負うものとする。

以上